里庄町都市計画マスタープラン

笑顔あふれる　安全・安心・快適なまち　里庄

里ちゃん

里庄町

ごあいさつ

町民の皆さまには、日頃から町政全般にわたり、温かいご支援とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年では、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に見舞われ、全ての活動に大きな影響が生じています。

そのような状況の中、里庄町では目指すべき将来像、「子どもの元気な声が響き　みんなの笑顔があふれるまち」の実現に向けて、様々な事業に取り組んでまいりました。

この度、策定した「里庄町都市計画マスタープラン」は、「第４次里庄町振興計画」に即し、おおむね 20 年後の都市の将来像を見据え、都市計画の基本的な方針となる土地利用や都市施設に係る具体的な施策等を示すものです。

本町の目指す将来像の実現に向けて、町民や事業者の皆さまと心を合わせ、全力で取り組んでまいりますので、より一層のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、本マスタープランの策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、並びに、ご協力いただきました関係機関の方々に心から厚くお礼を申し上げます。

令和４年３月

里庄町長　加藤　泰久

目　次

序章　はじめに **1**

1.都市計画マスタープランの概要 3

1）都市計画マスタープランとは 3

2）「里庄町都市計画マスタープラン」の改定について 5

2.まちづくりの概要 6

1）里庄町の概要 6

2）社会経済情勢等 9

3）まちづくりの主要課題 12

第1章　まちづくりの将来像 **15**

1.まちの将来像 17

2.まちづくりの基本方針 17

1）まちづくりの基本理念 17

2）まちづくりの基本方針 18

3.まちづくりの体系 19

4.将来都市構造 20

1）拠点 21

2）連携軸 22

3）ゾーン 22

第2章　まちづくりの方針 **23**

1.土地利用の方針 25

1）生活の利便性と投資効果の高い都市構造の形成 25

2）地域活力やコミュニティ維持に資する土地利用のマネジメント 25

2.道路・公共交通等の方針 29

1）生活の利便性や都市間のアクセス性を高める機能的な道路網の整備 29

2）安全・安心・快適な生活道路の維持・整備 29

3）高齢者等の交通弱者に配慮した公共交通の構築 29

3.緑あふれるまちづくりの方針 30

1）身近な緑の充実 30

2）魅力あふれる都市景観の創出 30

3）豊かな自然や歴史の保全・活用 30

4.安全・安心なまちづくりの方針 31

1）良質な暮らしを創出する生活環境施設の整備 31

2）国土強靭化に向けた防災・減災対策の推進 32

3）防犯や福祉等の安心感の確保 32

第3章　将来像の実現に向けて **33**

1.まちづくりの推進 35

1）協働によるまちづくり 35

2）効果的で実効性の高いまちづくり 36

目　　次

◇ 資料編 1
1.まちの現状 3
1）概要 3
2）人口等 6
3）土地利用 10
4）都市施設等 16
5）経済・財政等 19
2.上位・関連計画 22
3.町民の意向 25
1）町民の意向調査の概要 25
2）調査結果 26

序章

序章　はじめに

1.都市計画マスタープランの概要

1）都市計画マスタープランとは

①計画の位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の２に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「里庄町都市計画マスタープラン」という。）」のことであり、里庄町の最上位計画である「第 4 次里庄町振興計画」や岡山県が定める「都市計画区域※の整備、開発及び保全の方針（以下「浅口広域都市計画区域マスタープラン」という。）」に即しつつ、地域に密着した見地から都市づくりの将来像を定め、その実現に向けた土地利用や都市施設などの方針を定める計画です。

都市計画法

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第１８条の２　市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

３　市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

４　市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

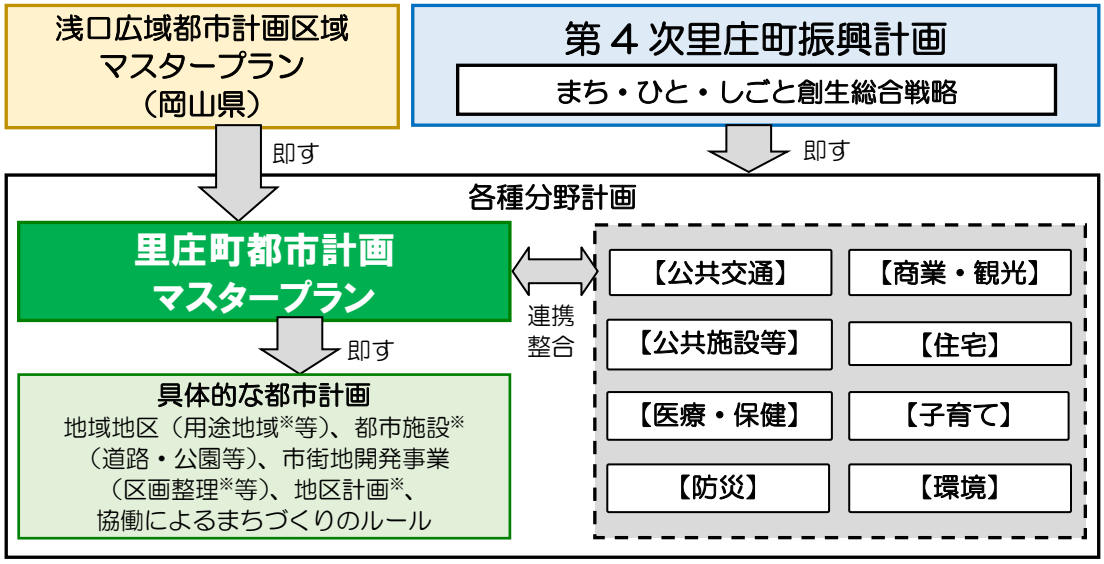

※都市計画区域
一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図る必要がある区域として、都道府県が指定する区域のこと。

※用途地域
土地の適正な利用を図ることを目的として定める地域地区のこと。住居・商業・工業系など、13 種類の区分があり、建築物の用途や建ぺい率などの制限を設定することができる。

※都市施設
道路や公園、下水道など、生活の利便性向上や良好な都市環境を確保する上で必要な施設として、都市計画法に基づき指定された施設のこと。

※土地区画整理事業（区画整理）
道路や公園などの都市施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業のこと。地権者から提供（減歩）された土地を公共用地に充て、一部を売却し、事業資金の一部とする事業。

※地区計画
市街地の良好な街区を整備・保全するため、地区の特性に応じて、公園や街路など地区施設の配置、建築物の用途・敷地・形態等の制限などを市町村が地区住民と協働して定める計画のこと。

②計画の役割

「里庄町都市計画マスタープラン」は、上位計画である「第４次里庄町振興計画」や「浅口広域都市計画区域マスタープラン」などと整合を図り、今後（概ね 20 年後）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、次のような役割を有しています。

▼都市計画の総合的な指針となります

「里庄町都市計画マスタープラン」で都市の将来像や都市計画に関する基本方針を定めることで、土地利用や都市施設、市街地整備など、個別の計画を横断的に調整することができます。

また、都市計画を行う際には、「里庄町都市計画マスタープラン」に即したものとする必要があるため、土地利用規制や各種事業の都市計画を定める際の指針として活用されます。

▼まちづくりの指針となります

「里庄町都市計画マスタープラン」で都市の将来像やまちづくりの方針を定めることで、土地利用や都市施設、市街地整備など都市計画分野のほか、自然環境の保全や景観形成、防災など、個別のまちづくり分野とも相互に調整を図る、まちづくりの指針として活用されます。

また、「浅口広域都市計画区域マスタープラン」と整合が図られた計画であることから、町域を越えた広域的な観点からもまちづくりの指針として活用されます。

▼連携と協働の指針となります

「里庄町都市計画マスタープラン」で都市の将来像やまちづくりの方針を明らかにすることで、地区計画の策定など、町民との連携や協働により、まちづくりを進める際の指針として活用が期待されます。

2）「里庄町都市計画マスタープラン」の改定について

①改定の目的

本町は、昭和 43 年に平地部分のほぼ全域が、さらに昭和 51 年に残る地域が都市計画区域に指定されたことで、町内全域が鴨方都市計画区域となりました。

そのため、同じ都市計画区域を構成する旧鴨方町と一体となり、地域特性を活かしたまちづくりを進めてきました。

その後、平成 16 年に広域的な見地から「鴨方都市計画区域マスタープラン」が策定され、平成 18 年には「里庄町都市計画マスタープラン」を策定し、これらの方針に基づき土地利用や都市施設の整備などを進め、時代背景に応じて都市計画の見直し等を行いました。

また、平成 18 年３月に旧鴨方町・旧金光町・旧寄島町が合併して浅口市となり、それまで岡山県南広域都市計画区域に属していた旧金光町と、鴨方都市計画区域に属していた旧鴨方町が一体的なまちづくりを進めていく必要が生じたため、令和２年４月に里庄町と浅口市（旧金光町・旧鴨方町）で構成する浅口広域都市計画区域が再編されました。

一方、まちを取り巻く環境をみると、人口減少・少子高齢化を背景とした生活利便性の低下、激甚化する自然災害の発生などが懸念される中、持続可能な都市経営による安全・安心で快適な生活環境を実現することが求められ、あわせてＡＩ※やＩｏＴ※などの技術革新を活かした超スマート社会（Society5.0）※の実現等も求められています。

こうした背景を踏まえ、令和２年３月に策定された「第 4 次里庄町振興計画」が掲げる将来像「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」の実現を目指し、町民や事業者などと協働でまちづくりを進めていくための指針となる「里庄町都市計画マスタープラン」を改定します。

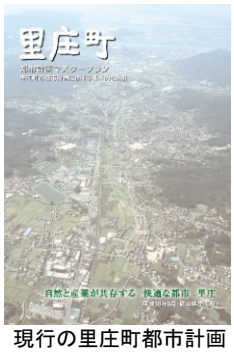

現行の里庄町都市計画マスタープラン表紙（H18.3 策定）

②対象区域と計画の期間

対象区域は、都市計画区域である**【里庄町全域】**とします。

また、都市計画マスタープランが長期的な展望に立った将来像を定め、その実現に向けた土地利用や都市施設などの基本的な方針を定める計画であることを踏まえ、計画期間を概ね 20 年間とし、基準年次を令和３年（2021 年）、目標年次を**【令和23年(2041年)】**と設定します。

ただし、計画策定後は、社会経済情勢の変化や土地利用の状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ります。なお、基準年次を令和３年と設定しますが、基礎データは原則として最新の統計データを基準とします。

※ＡＩ
「Artificial Intelligence」人工知能。学習・推論・判断など、人間の知能の働きを、コンピュータを使って人工的に実現したもののこと。
※ＩｏＴ
「Internet of Things」モノのインターネット。身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる仕組みのこと。これにより、モノが相互通信し、遠隔からでも認識や計測、制御などが可能となる。
※超スマート社会（Society 5.0）
ＩＣＴ（情報通信技術）を最大限に活用し、サイバー空間（仮想世界）とフィジカル空間（現実世界）とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす社会のこと。

2.まちづくりの概要

1）里庄町の概要

【沿革等】

岡山県の南西部に位置する本町は、県内で２番目に小さな町域ですが、昔から交通の要衝として、文化・経済の交流が盛んでした。

鴨方藩（里見）と麻田藩（新庄・浜中）が統治する江戸時代を経て、明治 38 年（1905 年）に里見村（里見）と新庄村（新庄・浜中）が合併して里庄村が誕生した後、昭和 25 年（1950 年）の町制施行により現在の里庄町となりました。本町は、令和２年（2020 年）には里庄村の誕生より 115 周年、町制施行より 70 周年を迎え、現在に至っています。

豊かな自然に恵まれ、仁科芳雄博士や小川郷太郎先生などの著名人を輩出してきた本町は、図書館や総合文化ホール、仁科会館の整備など、教育や文化の振興に積極的に取り組んできました。

また、国道２号などによる県内外からの良好なアクセスを活かして、産業の振興にも取り組んできており、現在、整備が進められている国道２号玉島笠岡道路の開通によるアクセスの向上により、一層の産業活性化が期待されています。

出典：町勢要覧 2020（一部加工）

【役割等】

上位・関連計画による本町の位置づけや役割、方向性などは次のとおりです。

第4次里庄町振興計画（令和2年3月策定）

【将来像】

子どもの元気な声が響き　みんなの笑顔があふれるまち

【重点的に取り組む政策課題】

- シビックプライドのまちづくり
- 定住したくなるまちづくり
- 子どもの笑顔があふれるまちづくり
- 高齢者がいきいきと活躍するまちづくり

【未来創造ビジョン（総合戦略）による重点施策】

- 若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる
- 魅力あるまちをつくり、人口流入を促進する
- 地域の経済を振興し、安心して働けるようにする
- 地域住民が活躍し、豊かな暮らしを実現するとともに、時代に合った地域社会を育む

【土地利用の方針】

町民の豊かな暮らしの確保や若者に魅力あるまちづくりを通じて、地域の活性化を推進していくとともに、人や環境にやさしいまちづくりを推進するため、快適かつ緑豊かでコンパクトなまちを形成することを目標とする

浅口広域都市計画区域マスタープラン（令和2年4月策定）

【基本理念】

自然や産業など地域の個性を生かした一体性のある都市づくり

【役割】

県南西部において中心都市を補完する区域

【位置づけ】

地方生活圏中心都市と連携しつつ、それらに準じた都市的サービスを提供するための集積など

【将来都市構造】

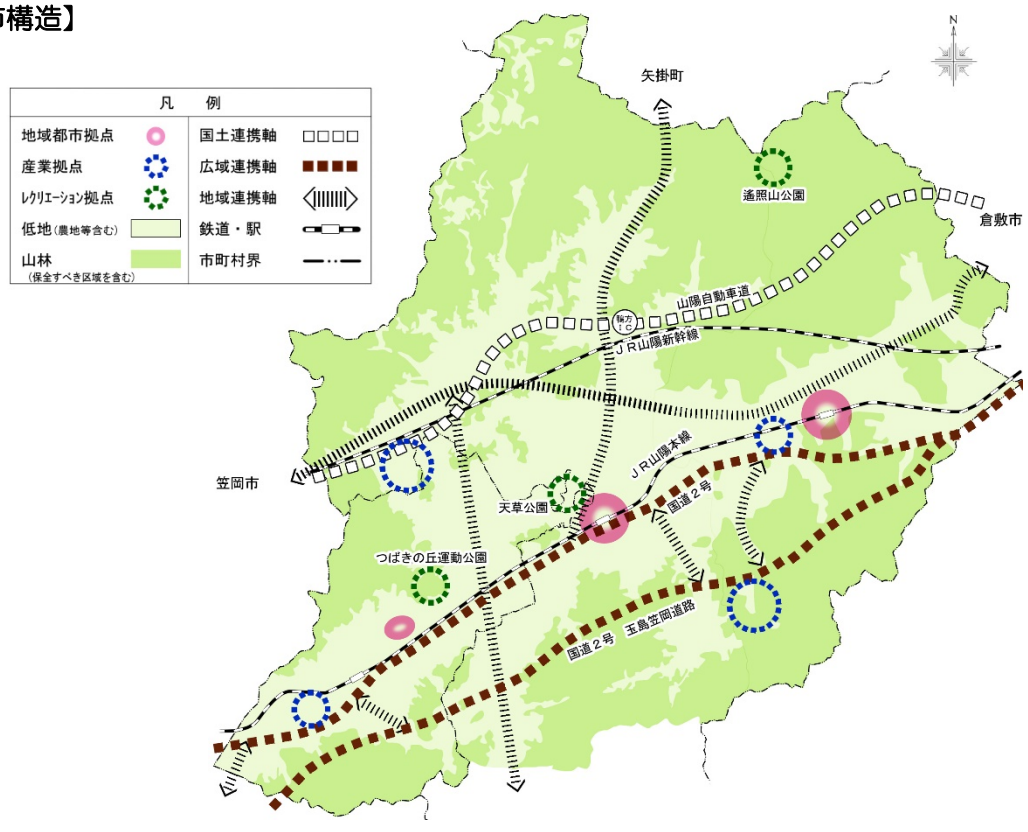

【都市計画の状況】

平成 18 年３月に旧鴨方町・旧金光町・旧寄島町が合併して浅口市が誕生したことを受け、旧鴨方町と一体となり鴨方都市計画区域を構成していた本町は、令和２年４月より新たに浅口広域都市計画区域として、浅口市の一部（旧鴨方町・旧金光町）と一体となったまちづくりを進めることとなりました。

浅口広域都市計画区域は、区域区分が設定されていない非線引き※都市計画区域であるとともに、本町には用途地域が指定されていないことから、土地利用の観点からみると、規制の厳しくない地域であると言えます。ただし、都市計画区域では、一定規模以上の開発や建築などの行為に対して「開発許可※」や「建築確認※」などの手続きが必要であることから、一定の良好な住環境が確保されています。

また、本町では、開発許可に該当しない規模の開発においても、1,000 ㎡以上のものについては、「里庄町開発事業の調整に関する指導要綱（以下「開発指導要綱」という。）」に基づき、自然環境を活かし調和のとれた土地利用となるよう、適正な指導を行っています。

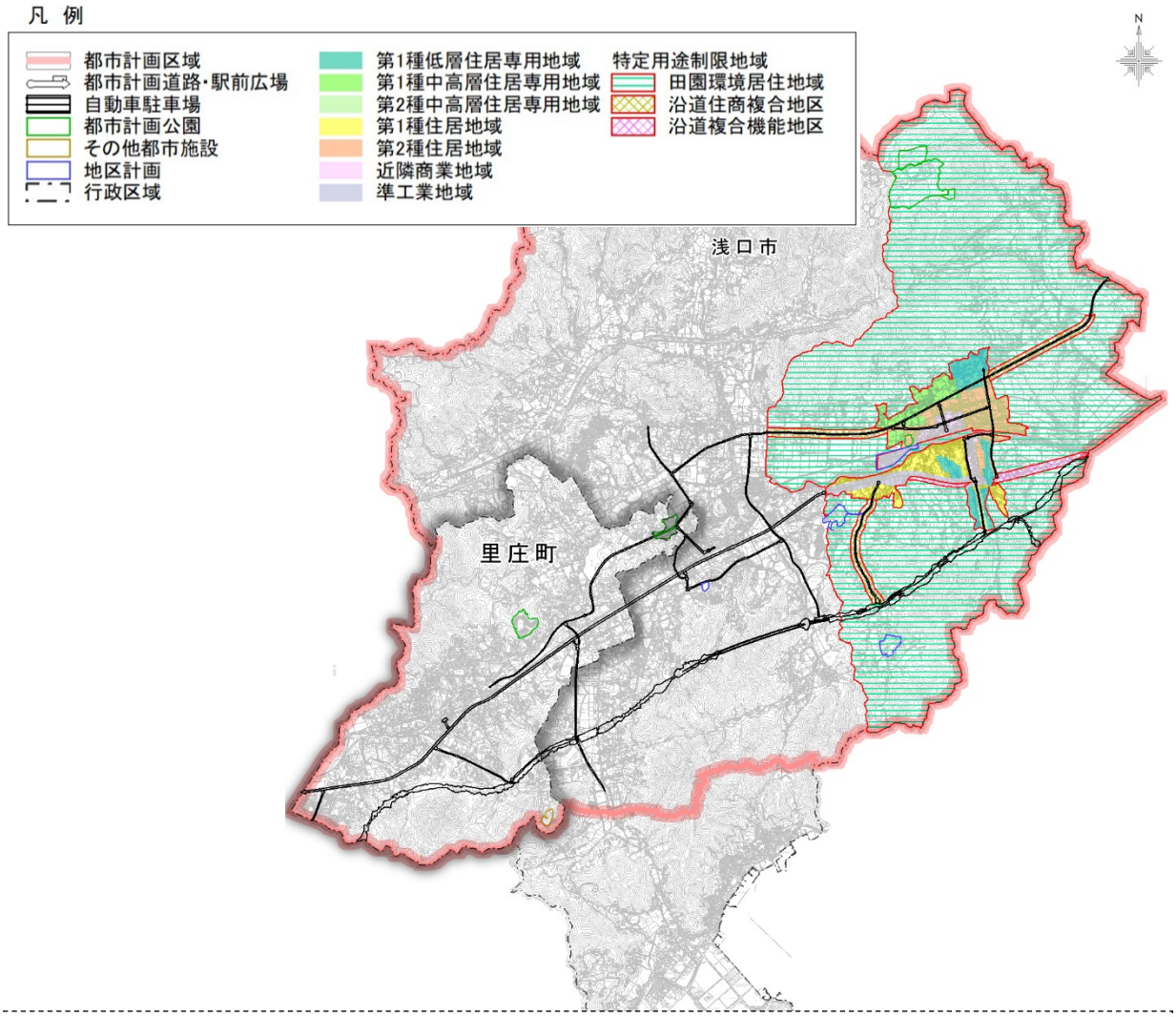

※線引き（非線引き）
都市計画区域において、市街化を進める区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）のふたつに土地利用を区分することを線引き、区分しないことを非線引きという。

※開発許可
都市計画法に基づき、一定規模以上の造成など、土地の改変を行う際に必要な許可制度のこと。

※建築確認
建築計画が建築基準法の規定に適合しているか、特定行政庁または指定確認検査機関の確認を受ける申請のこと。

2）社会経済情勢等

※「第４次里庄町振興計画」の内容を流用・加工

◆人口減少・少子高齢化社会への対応

人口減少・少子高齢化により、税収減や社会保障費の増大、経済規模の縮小、都市機能の衰退、空き家等の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、様々な社会生活への影響が懸念されています。

このため、平成 29 年に国が策定した「新しい経済政策パッケージ」では「人づくり革命」として幼児教育や保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など社会保障制度の全世代型への改革が盛り込まれており、子育てに対する不安や負担の軽減に向けた取組が進められています。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク※」の実現により、暮らしの利便性の維持や向上、都市経営の効率化が求められています。

・子育てに対する不安・負担軽減に向けた取組
・「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現による、暮らしの利便性の維持・向上、都市経営の効率化

◆経済環境の変化

生産拠点の海外への移転や東京一極集中などによる地域経済の空洞化や縮小への対応、新型コロナ危機による社会経済の変化に対応した、新たなまちづくりが求められています。

新型コロナ危機以前は、経済のグローバル化やアジアを中心とする新興国の経済成長を背景として、訪日観光客が大幅に増加し、観光立国の実現に向けたインバウンド（訪日外国人旅行）需要を拡大する取組が実施されていましたが、現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で、観光需要は大幅に減少しています。今後は、国内外の感染状況等を見極めた上で、インバウンドの段階的な回復に向けた取組を進める必要があります。

・地域経済の空洞化や縮小への対応など
・観光立国の実現

◆誰もが活躍できる社会への対応

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスの実現など、個人が自分の希望を実現できる社会環境づくりが求められています。

こうした中、性別や年齢、障がいや病気の有無にかかわらず誰もが活躍できる社会の実現が政府において掲げられており、地方創生や生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）※、子どもの貧困対策、女性活躍の推進などの制度改革を進めています。

・誰もが活躍できる社会の実現

※コンパクト・プラス・ネットワーク
人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者等が安心して暮らせるように、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

※生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）
東京圏をはじめとする地域の中高年齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すもの。

◆地方創生と持続可能な社会の確立

地方分権改革や地方創生の取組が推進されており、自治体自らの責任と判断により創意工夫を行い、個性豊かな魅力あるまちの発展を目指すことが求められています。

人口減少・少子高齢化により、税収減や社会保障費の増大、インフラ・公共施設等の老朽化や維持管理費の増加など、今後の財政状況はますます不確実性が増していくものと推測されます。

また、平成 27 年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）※」が採択され、わが国においても取組が進められています。

さらに、社会的課題の解決に向けて、グリーンインフラ※など、持続可能性の高い様々な施策が進められています。

・個性豊かな魅力あるまちの発展
・財政状況の不確実性
・「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の取組
・グリーンインフラなど、持続可能性の高い施策

《SDGsで設定されている１７の目標》

資料：外務省

※持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）
「Sustainable Development Goals」持続可能な開発目標。平成 27（2015）年に国連総会で採択された持続可能な開発のための目標のことであり、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

※グリーンインフラ
自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力や居住環境の向上、防災・減災などの効果を得ようとすること。

◆安全・安心が重視される時代

南海トラフで発生する大規模地震の確率が今後 30 年間で 70～80%と言われる中、近年の自然災害は激甚化の傾向にあり、国土強靱化※に向け、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な防災・減災対策が進められています。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震や平成 26 年 8 月豪雨（広島市ほか）などにより進められてきた地震や土砂災害対策に加え、最近では平成 30 年 7 月豪雨（倉敷市ほか）などを契機に水害対策が積極的に進められています。

このほか、食の安全に係る問題や子ども・高齢者を狙った犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題など、様々な面から安全・安心が求められており、地域コミュニティによる見守りや支え合いの必要性が見直されています。

・国土強靱化に向けた総合的な防災・減災対策
・地域コミュニティによる見守りや支え合いの必要性

◆高度情報化社会への対応

情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的な発展や普及により、容易に情報発信・受信が可能となり、人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般が大きく変化しました。

そうした中、超スマート社会（Society5.0）の実現を目指し、ＡＩやＩｏＴなど新技術の活用、官民データのまちづくりへの取り込みなど、都市が抱える課題解決を図ったスマートシティ※（Society 5.0 の先行的な社会実装の場）の取組を推進しています。

・「スマートシティ」の取組

◆持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムが原因の一つと考えられる、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模での環境問題が深刻化しており、国際的な枠組みで対策が講じられています。

わが国では省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと転換しつつあり、「第 5 次エネルギー基本計画（H30）」により、令和 12 年（2030 年）のエネルギーミックス※の実現に向けた再生エネルギーによる自給率の向上や原子力発電への依存度の低減などの取組が示されています。

また、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言され、その取組が進められています。

・深刻化する環境問題への対応

※スマートシティ
都市の抱える諸課題に対して、ＩＣＴ等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。
※エネルギーミックス
社会全体に供給する電気を、さまざまな発電方法を組み合わせてまかなうこと。
※国土強靱化
大規模自然災害に備え、致命的な被害を負わない「強さ」と迅速に回復できる「しなやかさ」を兼ね備えた強靱な地域づくりのこと。

3）まちづくりの主要課題

■現状

【人口等】
- 本町の総人口は微増傾向にあり、令和 2 年現在は 10,950 人ですが、今後は減少に転じ、令和 27 年には 9,942 人と、25 年間で約 1,000 人の減少（10%の減少率）が予測されています。
- 令和 2 年現在の高齢化率は 31.6%ですが、令和 27 年には 34.5%と高齢化の進行が予測されています。
- 世帯数が増加し、核家族化が進行しています。

【土地利用】
- 開発団地を除いて、自然的土地利用が介在する低密度な住宅地が広がっています。
- 市街地縁辺部で小規模開発が行われる一方で、住宅地では空き家が増加しています。
- 商店街の形成がなく、町内に郊外型ショッピングセンターの立地もないため、購買力が町外に流出しています。

【道路・交通】
- 国道 2 号の交通量は 27,000 台/日であり、他に 10,000 台/日を超える路線はありません。
- 都市計画道路の整備率は 14.9%と低く、生活道路では、狭あい※な区間や安全施設等の整備が十分ではない区間が存在します。
- 鉄道やバスの利用が減少しています。

【その他都市施設等】
- つばきの丘運動公園や地域のコミュニティ広場が整備されています。
- 虚空蔵山や毛野無羅山など、緑豊かな山々は、市街地の背景として生活に潤いを与えています。
- 公共下水道の整備率は 63.4%となっています。
- 教育や文化などに積極的に取り組み、総合文化ホールや図書館、仁科会館などの施設を有しています。
- 歳出に対する民生費※の割合が増加傾向にあります。
- 山際には土砂災害警戒区域など、浜中地区には津波、里見地区には洪水に関する浸水想定区域が指定されています。

■懸念等

【人口等】
- 人口減少（密度低下）や少子高齢化により、都市活力の衰退、生活利便施設の減少、地域防災力の低下、投資効果の低減など、都市の持続性が脅かされています。
- 人口（生産年齢人口）の減少により、財政規模の縮小が懸念されます。

【土地利用】
- 浅口市とともに、倉敷市などと連携しつつ、それらに準じた都市機能の集積等を進めることが重要です。
- 低密度な市街地の広がりや核家族化の進行などにより、地域コミュニティ（共助）の衰退が懸念されます。

【道路・交通】
- 国道 2 号は、東西を結ぶ広域連携軸であり、代替路線がなく、通過交通と生活交通が混在しているため、慢性的な渋滞が生じています。
- 身近な道路の安全性の向上が重要です。
- 高齢化の進行など、交通弱者の増加により、暮らしの利便性が損なわれることが懸念されます。

【その他都市施設等】
- 良好な自然環境の保全・活用、良質な都市景観の創出など、質の高いまちづくりが重要です。
- 人口減少による財政規模の縮小に加え、高齢化による民生費の増加も予測される中、公共施設等の更新に係る費用の不足が懸念されます。
- 自然災害の増加や被害の激甚化が懸念されます。

※狭あい
狭いこと。法律上の定義はないが、狭あいな道路とは 4m未満の道路を指すことが多い。
※民生費
地方自治体の歳出において、障がい者や高齢者、児童などの福祉に支出される費用のこと。

■住民の声

【人口等】
- 人口減少を抑制する施策が望まれています。
- 子育て環境の充実など、次世代への継承や持続可能なまちづくりへの意識が高いことが伺えます。

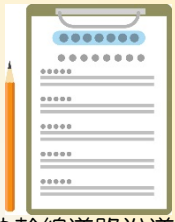

【土地利用】
- 中心部（役場やＪＲ里庄駅周辺）や幹線道路沿道の農地などでは開発の意識が高く、地域活力や生活利便性の向上に向けて、計画的に進める効率的・効果的なまちづくりが望まれています。
- 日用品や食料品などが揃う生活利便性の高い商業施設の立地が望まれています。

【道路・交通】
- 暮らしに身近な生活道路の整備や安全性の向上が望まれています。
- 防災の面からも道路整備が望まれています。
- ＪＲ里庄駅及び周辺の整備が望まれています。
- 高齢者等の移動手段の確保が望まれています。

【その他都市施設等】
- 公園・緑地では、防災機能の向上が望まれています。
- 山や河川など自然環境（景観）の保全・活用が望まれています。
- 居住地域のまちづくりでは、災害に対する安全性の向上に対する重要度が最も高く、具体的には浸水や土砂災害対策、避難所や避難路の整備、狭い道路の整備などが望まれています。

《住民の声》は、計画改定に伴う、町民意向調査（令和2年度）の結果を参考にしています。調査結果の内容については、資料編をご覧ください。

■主要課題(→基本方針へ)

【人口等】
- **人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市経営※**

【土地利用】
- 生活の利便性と投資効果の高い都市構造の形成
- 地域活力やコミュニティ維持に資する土地利用のマネジメント

【道路・交通】
- 生活の利便性や都市間のアクセス性を高める機能的な道路網の整備
- 安全・安心・快適な生活道路の維持・整備
- 高齢者等の交通弱者※にも配慮した公共交通の構築

【その他都市施設等】
- 身近な緑の充実
- 魅力あふれる都市景観の創出
- 豊かな自然や歴史の保全・活用
- 良質な暮らしを創出する生活環境施設の整備
- 国土強靱化に向けた防災・減災対策の推進
- 防犯や福祉等の安心感の確保

※都市経営
限られた人材と財源を活かすため、マネジメント（経営）の視点を取り入れたまちづくりのこと。

※交通弱者
自ら運転できない年少者や一部の高齢者など、日常的な移動に不自由を強いられる人のこと。

第１章

第1章　まちづくりの将来像

1.まちの将来像

今後のまちづくりにおいては、人口減少・少子高齢化対策が最重要課題とされる中、本町の最上位計画である「第４次里庄町振興計画」では次の将来像を掲げており、本計画でもこの将来像の実現を目指します。

子どもの元気な声が響き　みんなの笑顔があふれるまち

2.まちづくりの基本方針

1）まちづくりの基本理念

本町は、豊かな自然に育まれ、東西に走る国道２号やＪＲ山陽本線を軸とした、恵まれた交通利便性を活かしたまちづくりを展開しています。

現在、人口減少・少子高齢化の進行や激甚化する自然災害の増加など、様々な問題が顕在化し、都市の持続性が脅かされています。

そうした中、「第４次里庄町振興計画」が掲げる将来像の実現に向けて、コンパクトで利便性が高く持続可能なまちづくりや災害に強いまちづくりなどを進め、町民が安心して快適に生活できるまちづくりを目指します。

以上のことから、本計画におけるまちづくりの基本理念を次のとおり設定します。

笑顔あふれる　安全・安心・快適なまち　里庄

2）まちづくりの基本方針

まちづくりの主要課題を踏まえ、まちづくりの基本方針を次のとおり設定します。

なお、人口減少・少子高齢化対策は、今後のまちづくりにおける最重要課題であり、【土地利用】【道路・交通】【その他都市施設等】に幅広く関係する課題でもあることから、これを全体方針として設定します。

全体方針　人口減少･少子高齢化に対応した持続可能な都市経営

方針１　効率的・効果的な土地利用の推進

→生活の利便性と投資効果の高い都市構造の形成
→地域活力やコミュニティ維持に資する土地利用のマネジメント

方針２　暮らしの利便性や地域活力の向上に資する交通ネットワークの構築

→生活の利便性や都市間のアクセス性を高める機能的な道路網の整備
→安全・安心・快適な生活道路の維持・整備
→高齢者等の交通弱者にも配慮した公共交通の構築

方針３　潤いとゆとりのある豊かなまちの創造

→身近な緑の充実
→魅力あふれる都市景観の創出
→豊かな自然や歴史の保全・活用

方針４　誰もが安心して暮らせるまちの創出

→良質な暮らしを創出する生活環境施設の整備
→国土強靭化に向けた防災・減災対策の推進
→防犯や福祉等の安心感の確保

3.まちづくりの体系

【将来像】

子どもの元気な声が響き　みんなの笑顔があふれるまち

【基本理念】

笑顔あふれる　安全・安心・快適なまち　里庄

【基本方針（まちづくりの方針）】

全体方針　人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市経営

方針１　効率的・効果的な土地利用の推進
- →生活の利便性と投資効果の高い都市構造の形成
- →地域活力やコミュニティ維持に資する土地利用のマネジメント

⇔ 土地利用

方針２　暮らしの利便性や地域活力の向上に資する交通ネットワークの構築
- →生活の利便性や都市間のアクセス性を高める機能的な道路網の整備
- →安全・安心・快適な生活道路の維持・整備
- →高齢者等の交通弱者にも配慮した公共交通の構築

⇔ 道路・公共交通等

方針３　潤いとゆとりのある豊かなまちの創造
- →身近な緑の充実
- →魅力あふれる都市景観の創出
- →豊かな自然や歴史の保全・活用

⇔ 緑あふれるまちづくり

方針４　誰もが安心して暮らせるまちの創出
- →良質な暮らしを創出する生活環境施設の整備
- →国土強靭化に向けた防災・減災対策の推進
- →防犯や福祉等の安心感の確保

⇔ 安全・安心なまちづくり

4.将来都市構造

現状の土地利用や都市施設（道路や公園など）、公共施設などの配置をもとに、「第４次里庄町振興計画」や「浅口広域都市計画区域マスタープラン」などの上位・関連計画を踏まえ、持続可能な都市経営のための将来都市構造を次のとおり設定します。

なお、将来都市構造は、都市活動の「拠点」、交通ネットワークの「連携軸」、土地利用の「ゾーニング」という、主に３つの要素で構成します。

１）拠点

【中心拠点】

・中心拠点とは、都市機能※が集積し、都市活動の中核を担う区域のことです。
・役場周辺を中心拠点に位置づけ、行政施設や文化施設など、本町の中核となる都市機能の向上を図り、魅力ある市街地形成に努めます。

【交流拠点】

・交流拠点とは、公共交通等によるアクセス性に優れ、生活利便施設が集積し、中心拠点を補完する役割を担う区域のことです。
・ＪＲ里庄駅周辺を交流拠点に位置づけ、日常的に利用する商業施設など生活利便施設の誘導を図り、交通結節点としてのアクセス性と利便性の高い市街地形成に努めます。

【産業拠点】

・産業拠点とは、工場等の集積を図るとともに、産業基盤を維持・充実し、本町の産業をけん引する役割を担う区域のことです。
・既存の工業地やグリーンテクノ工業団地などを産業拠点に位置づけ、アクセス道路の整備等を行い、さらなる産業機能の充実を図ります。

【レクリエーション拠点】

・レクリエーション拠点とは、余暇活動の中核を担う区域のことです。
・つばきの丘運動公園をレクリエーション拠点に位置づけ、自然とのふれあいやスポーツなど、余暇機能の充実を図ります。

※都市機能
商業、行政、教育、医療福祉など、都市の活動を支える機能のこと。

2）連携軸

【国土連携軸】

・近畿方面と広島・九州方面を結ぶ、山陽自動車道を国土連携軸に位置づけ、各方面との連携強化を図ります。

【広域連携軸】

・岡山市等の岡山県南圏域と広島県福山市を結ぶ、国道２号や国道２号玉島笠岡道路を広域連携軸に位置づけ、都市の骨格軸として各方面との連携強化を図ります。

【都市間連携軸】

・本町と周辺市町を結ぶ、幹線道路等を都市間連携軸に位置づけ、周辺市町との連携強化と、国土連携軸や広域連携軸へのアクセス強化を図ります。

【地域連携軸】

・広域連携軸や都市間連携軸を補完する道路を地域連携軸に位置づけ、周辺市町との連携強化を図ります。

【主要生活軸】

・役場等の公共施設と住宅地を結ぶ、日常生活の主たる道路を主要生活軸に位置づけ、都市間連携軸、地域連携軸へのアクセス強化を図ります。

3）ゾーン

【産業･沿道サービスゾーン】

・飲食店やサービス施設、工場などの立地がみられる国道 2 号や現在整備中の都市計画道路※川南干瓜線、浜中バイパス沿道を産業・沿道サービスゾーンに位置づけ、周辺の住環境に配慮しつつ、沿道サービス施設や商業施設、工場などの誘導を図ります。

【田園共生ゾーン】

・農地や集落が広がる平地を田園共生ゾーンに位置づけ、住環境に配慮した適正な土地利用の誘導を図ります。
・農地の保全や荒廃地対策を推進するとともに、生態系の保全や良好な景観形成を図ります。

【緑地保全ゾーン】

・北部や南部の山林を緑地保全ゾーンに位置づけ、景観形成や環境保全、防災などの観点から、保全・活用を図ります。

※都市計画道路
都市の骨格を形成し、安全な生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき決定された道路のこと。都市計画道路の区域内では、事業の円滑な実施を確保するため、建築行為に一定の制限がかかる。

第２章

第2章　まちづくりの方針

1.土地利用の方針

効率的・効果的な土地利用の推進

【全体方針】

1）生活の利便性と投資効果の高い都市構造の形成

- 将来人口の規模や分布の予測を踏まえつつ、都市活動の拠点としてふさわしい場所や規模を設定し、拠点と居住地域を公共交通等で連携することで、生活の利便性と投資効果の高い持続可能な都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現を目指します。
- 役場周辺の中心拠点やＪＲ里庄駅周辺の交流拠点、地域コミュニティの中心などについて、現況特性の把握により各区域の特性や役割を明確にすることで、その役割に応じた効果的な投資を進めるとともに、民間活力の投資や誘導を促し、商業や医療、行政サービスなど生活利便施設の維持や創出を図ります。

2）地域活力やコミュニティ維持に資する土地利用のマネジメント

- 将来都市構造に基づく計画的な土地利用の推進を図るため、立地適正化計画※や地区計画、特定用途制限地域※など各種制度の活用を検討します。
- 景観形成や環境保全の観点から、良好な自然環境を保全するとともに、住宅や都市機能、産業などについて、それぞれ拠点を中心とした秩序ある土地利用を図り、国道２号を骨格としたまとまりのある市街地を形成します。
- 引き続き、「開発指導要綱」により、自然環境と調和のとれた土地利用を図ります。
- 浸水や土砂災害など、自然災害に関するハザードエリア※に留意した、安全・安心な土地利用を推進します。
- 土地利用マネジメントの根幹は土地情報の正確な把握であることから、地籍調査事業により明らかになった土地の地籍情報を有効活用するため、「ＧＩＳ※（地理情報システム）」の導入・活用を図ります。

※立地適正化計画
都市再生特別措置法に基づき、都市全体の観点から、居住や都市機能施設の立地の適正化、公共交通の配置などを定める計画のこと。

※特定用途制限地域
用途地域が定められていない非線引き都市計画区域や準都市計画区域内において、各地域の特性に適した土地利用が行われるよう、建築物の用途に対して規制を行う地域のこと。

※ハザードエリア
被災のおそれが大きい区域のこと。

※ＧＩＳ
「Geographic Information System」地理情報システム。位置に関する様々な情報を持ったデータを電子的な地図上で扱う情報システム技術のこと。

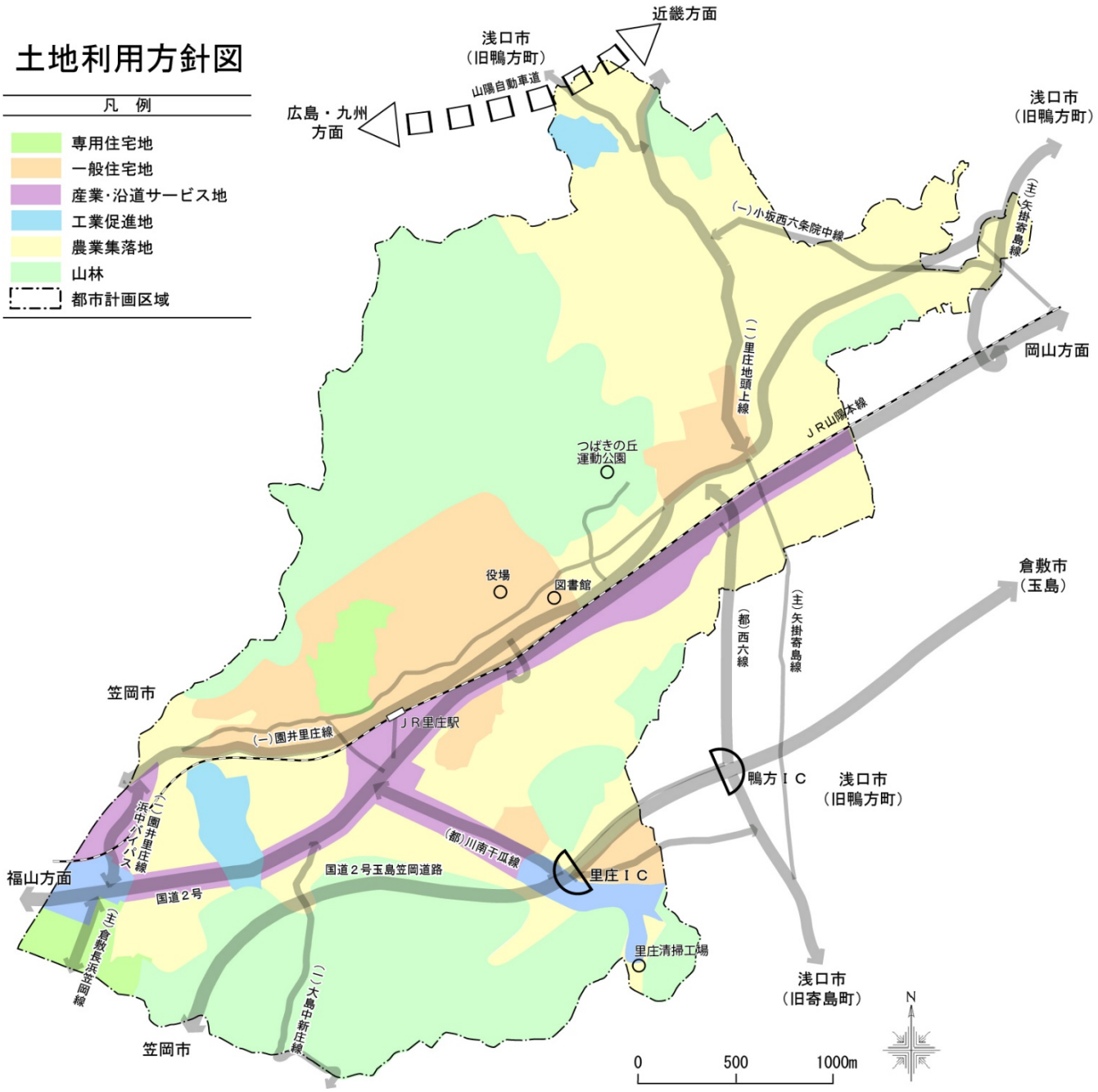
土地利用方針図
凡　例
専用住宅地
一般住宅地
産業･沿道サービス地
工業促進地
農業集落地
山林
都市計画区域
近畿方面
浅口市
（旧鴨方町）
山陽自動車道
広島・九州
方面
浅口市
（旧鴨方町）
(一)小坂西六条院中線
(主)矢掛寄島線
(一)里庄地頭上線
岡山方面
ＪＲ山陽本線
つばきの丘
運動公園
役場
図書館
倉敷市
（玉島）
笠岡市
(都)西六線
(主)矢掛寄島線
ＪＲ里庄駅
(一)園井里庄線
鴨方ＩＣ
浅口市
（旧鴨方町）
(一)園井里庄線
浜中バイパス
(都)川南干瓜線
福山方面
国道２号
国道２号玉島笠岡道路
里庄ＩＣ
(主)倉敷鳥羽浜笠岡線
里庄清掃工場
浅口市
（旧寄島町）
(一)大島中新庄線
笠岡市
N
0
500
1000m

【具体方針】

①土地利用の配置方針

▼住居系土地利用（専用住宅地、一般住宅地）

・計画的に整備された住宅地を「**専用住宅地**」として位置づけ、道路や下水道などの都市基盤が整った低層住宅を中心とする良質な住環境の維持に努めます。
また、専用住宅地は都市基盤が整っているため、世代交代を円滑に進めることで、持続可能な都市経営に大きく寄与することから、空き家等の発生抑制や適正な管理、有効活用を積極的に促し、団地の再生や更新を図ります。

・専用住宅地以外でまとまりのある住宅地を「**一般住宅地**」として位置づけ、道路や下水道など都市基盤の整備、オープンスペースの確保など、住環境の維持・向上に努めます。
また、役場周辺の一般住宅地では、良質な住環境の維持に配慮しつつ、行政施設や文化施設など、必要な都市機能の維持や集積を図り、本町の中核として魅力ある拠点の形成に努めます。

▼産業系土地利用（産業・沿道サービス地、工業促進地）

・交通の利便性が高く、地域活力のけん引が期待されるＪＲ里庄駅周辺や国道２号、国道２号玉島笠岡道路にアクセスする都市計画道路 川南干瓜線、浜中バイパス沿道を「**産業・沿道サービス地**」として位置づけます。

・ＪＲ里庄駅周辺では、駅周辺の整備など交通結節機能の向上を図るとともに、人々が集い交流する空間として、生活利便施設の誘導や景観形成などを図り、利便性の高い魅力ある拠点の形成に努めます。

・国道２号や都市計画道路 川南干瓜線、浜中バイパス沿道では、周辺の住環境に配慮しつつ沿道サービス施設を誘導し、道路利用者だけでなく町民の生活利便性の向上を図ります。
また、アクセスの良さを活かして商業施設や工場などを誘導し、地域活力の向上を図ります。

・既存の工業地や工業団地を「**工業促進地**」として位置づけ、周辺の自然環境や住環境に配慮した工業地を形成するとともに、道路など都市基盤の保全やニーズに応じた支援等による産業機能の維持や向上を図ります。

▼自然系土地利用（農業集落地、山林）

- 農地や集落を「**農業集落地**」として位置づけ、農業振興はもちろんのこと、水源かん養※や景観形成、防災など、農地が有する多面的かつ公益的な役割の維持や保全に努めるとともに、自然環境と共生した生活環境の維持や改善を図ります。
- 「農業振興地域整備計画」や「田園環境整備マスタープラン」に基づき、多種多様な農業者による、地域の特性を活かした持続的な農業の実現を目指します。
- 耕作放棄地※対策として、多様な活用方法の検討など、地域住民と協力して適正な管理や運用に努めます。
  また、里庄町地域担い手育成総合支援協議会と連携し、新たな担い手の確保など、耕作放棄地の解消や発生防止に努めます。
- 本町の南北に位置する丘陵地や山地を「**山林**」として位置づけ、環境保全や防災、レクリエーション、景観など、多様な機能を有する緑地として適正な保全と利活用を図ります。
- 農地や森林などの保全のため、農林業施設等の計画的な整備や適正な維持管理に努めるとともに、鳥獣害対策の強化を推進します。

②市街地整備の方針

▼魅力と利便性の高い市街地の創出

- 役場周辺やＪＲ里庄駅周辺などにおいて新たに市街地を整備する際には、都市再生整備計画事業等の活用についても検討を行い、まちづくりのビジョンを共有することで、魅力と利便性の高い市街地の創出に努めます。
- 新たな宅地開発等については、土砂災害や浸水などによる甚大な被害が想定される区域での開発抑制を図るとともに、スプロール※化の抑制や人口密度維持に有効な拠点周辺への誘導を促し、持続可能な都市構造の実現を目指します。

▼良好な住環境の整備

- 既に市街地が形成され、生活道路やオープンスペースなどの都市基盤が不十分な地区では、地区計画の活用も視野に入れ、安全で快適な市街地の形成を目指します。
- 住宅等が密集する市街地では、老朽化した建築物の建替え等にあわせて、狭あい道路の拡幅や避難路の整備、オープンスペースの確保などを図り、安全性の高い市街地の形成を目指します。

※水源かん養
　森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。
※耕作放棄地
　以前耕作していた土地で、過去１年以上耕作が行われず、数年の間に耕作の予定もなく放置されている農地のこと。
※スプロール
　市街地が無秩序に広がっていくさまのこと。

2.道路・公共交通等の方針

暮らしの利便性や地域活力の向上に資する交通ネットワークの構築

1）生活の利便性や都市間のアクセス性を高める機能的な道路網の整備

- 地域経済の活性化や都市間連携の強化、国道２号の慢性的な交通渋滞の解消を図るため、国道２号玉島笠岡道路の整備を促進します。
- 鴨方、里庄ＩＣを結ぶ都市計画道路 鴨方里庄ＩＣ線や国道２号と国道２号玉島笠岡道路をアクセスする、都市計画道路 川南干瓜線の整備を促進します。
- 社会経済情勢の動向等を踏まえつつ、都市計画道路の配置や規模などを検証した上で、必要に応じて計画の見直しを行い、生活の利便性や都市間のアクセス性の向上のため、効率的な幹線道路の整備を進めます。

2）安全・安心・快適な生活道路の維持・整備

- 狭あいな道路は、緊急車両等の通行に支障をきたすため、危険性や緊急性の高い箇所から道路拡幅等の整備を進めます。
- 災害により道路や橋梁などが被災することで、避難行動や復旧活動が困難になるため、緊急輸送道路や避難路の確保を目的として、道路や橋梁などの耐震補強を進めます。
- 通学路や不特定多数の歩行者が通行する道路について、歩道の確保や拡幅、交通安全施設の整備、バリアフリー化などを進めます。
- 道路施設について、定期的に点検を行い、損傷が軽微なうちに補修を行うことで、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ります。

3）高齢者等の交通弱者に配慮した公共交通の構築

- 交通弱者等の移動手段の確保、環境負荷の低減などの観点から、地域特性やニーズを踏まえつつ、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、多様な手段を検討し、持続可能な公共交通サービスの構築を図ります。
- 公共交通の利用促進に向けた基盤整備や情報提供などを図ります。
- ＪＲ里庄駅周辺では、町営駐車場の効果的な運営を継続するとともに、駅前広場や街路整備など、交通結節機能の維持や向上に寄与する施策を検討します。
  また、ＪＲ里庄駅の利便性の向上を図るため、駅構内のバリアフリー化などの施設整備を引き続きＪＲ西日本に要望していきます。
- 路線バス（寄島里庄線）は、沿道住民の大切な移動手段であることから、浅口市や事業者と連携し、国や県の動向を踏まえながら維持を図ります。

※コミュニティバス
地域住民の移動手段を確保するため、地方自治体等が運行するバスのこと。
※デマンド型交通
利用者のデマンド（要請・要求）に応じて柔軟な運行を行う、バスやタクシーなど交通手段のこと。

3.緑あふれるまちづくりの方針

潤いとゆとりのある豊かなまちの創造

1）身近な緑の充実

・スポーツ振興や交流、健康増進などの観点から、つばきの丘運動公園（里庄町総合運動公園）におけるイベント開催や機能充実などにより、広く利用の促進を図ります。

・身近に配置されたコミュニティ広場では、施設の点検や改修を計画的に実施します。
また、地域住民の協力を得ながら、機能の充実や維持管理を図り、利用満足度の高い広場を創出します。

・宅地開発等においては、良好な住環境の形成に向けて、公園や広場などの整備を指導します。

2）魅力あふれる都市景観の創出

・「晴れの国おかやま景観計画」に基づき、良好な都市景観づくりを進めます。

・公共空間の美化活動を促進し、花と緑があふれる美しいまちづくりを展開します。

・花いっぱい運動等を通じて、花と緑のまちづくりへの意識啓発を図るとともに、分館が継続して参加しやすい運営方法などを検討します。

3）豊かな自然や歴史の保全・活用

・山林や農地は生産の場であるとともに、生物多様性の保全、水源かん養、土砂災害防止、レクリエーション、景観形成など、暮らしに関わる様々な公益的機能を有していることから、農林業施策と連携しながら適正な保全に努めます。
また、良質な自然環境を有する地域については、保安林や農用地区域など、法に基づき適正な保全を図ります。

・河川等の水辺環境については、下水道整備などにより汚水処理を進めるとともに、生物多様性の保全や景観形成など、公益的機能の観点から適正な保全に努めます。
また、各種団体の協力のもと、アダプト制度※による維持管理を継続します。

・豊かな自然環境や歴史・文化資源を適正に保全するとともに、体験講座など、身近にふれる機会を設けることで郷土に対する理解を深め、シビックプライド※の醸成に努めます。

※アダプト制度
　アダプトが「養子縁組」という趣旨から、住民や事業者などの団体が、道路や公園など公共空間の緑化・美化・清掃活動などを行い、わが子のように面倒をみていく活動を支援する仕組みのこと。
※シビックプライド
　ふるさとを学び、愛着を持つ「郷土愛」にとどまらず、まちの課題解決や活性化といった「まちづくり」への参画意識を高め、具体的な行動を起こそうとする姿勢のこと。

4.安全・安心なまちづくりの方針

誰もが安心して暮らせるまちの創出

1）良質な暮らしを創出する生活環境施設の整備

▼公共下水道

- 令和７年度までに第５期認可区域の整備完了を目指すとともに、その後も随時認可区域の拡大を行い、事業の推進を図ります。
- 下水道への接続を促進するため、広報など周知活動の充実に努めます。
- 下水道施設の適正な維持管理や運営を行い、施設の計画的な更新や利用者の利便性向上に努めます。

▼河川等

- 関係機関と連携し、浸水の危険性が高い地域など、緊急性の高い箇所から計画的に治水対策を進めるとともに、地域住民との協働により適正な維持管理に努めます。
- 自然景観に配慮し、生態系の保護を行うとともに、水とのふれあい空間の創造を推進します。

▼ごみ処理

- 岡山県西部衛生施設組合を構成する３市２町（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）で進める新たなごみ焼却施設について、令和８年度の供用開始を目標に整備を進めるとともに、焼却施設の適正な維持管理による長期的・安定的な稼働に努めます。
  あわせて、余熱を利用した発電や熱供給による利活用を図ります。
- 広報紙やＣＡＴＶなどによる広報活動を通じて、ごみ問題に関する情報提供や啓発を推進し、町民の意識の醸成を図ります。

▼墓地

- 町営墓地の適正な管理や利用の促進を図ります。

▼その他公共施設等

- 「里庄町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設等の更新や長寿命化を計画的に行い、財政負担の平準化を図るとともに、効率的で効果的な維持管理を行い、持続的な行政サービスの維持に努めます。

2）国土強靭化に向けた防災・減災対策の推進

- 避難所など、災害時に核となる施設においては、避難所の機能強化や救援物資の備蓄、感染症対策など、防災機能の充実に努めるとともに、新たな避難施設の選定を検討します。
- 災害時の避難や救助活動の拠点となる公共施設の耐震化を図るとともに、避難路や避難所の安全確保に努めます。
- 災害時等において、正確な情報を迅速に町民へ伝達するため、関係機関と連携し、既存のメディアだけでなく、ＩＣＴの活用など、情報伝達手段の多様化を図ります。
- 「里庄町地域防災計画」等の定期的な見直しにより、行政や地域、企業など関係団体が円滑に連携し、被害を最小限に抑える体制を構築します。
- 防災ハンドブックや防災マップの配布、広報紙、ホームページの更新など、積極的な広報活動に加え、防災訓練の実施や出前講座の開催などにより、町民や事業者の防災意識の醸成を図り、災害リスクが高まった時に自らの判断で適正な行動がとれるよう促します。
- 大規模災害等からの迅速な復旧・復興に向けて、復興事前準備の取組を検討します。
- 住宅等が密集する市街地では、建築物の耐震化や危険なブロック塀の撤去を促進し、災害時の被害拡大防止や避難路の確保などに努めます。
- 治山・治水対策を推進し、生活環境の安全性を確保します。

3）防犯や福祉等の安心感の確保

▼防犯・交通安全

- 既存の交通安全施設の点検や整備を行うとともに、関係機関と協力し、危険箇所の改善を推進します。
- 防犯灯・防犯カメラの適正な維持管理や地域防犯活動などにより、犯罪の少ない安全・安心なまちづくりを推進します。
- 里庄町交通安全対策協議会による交通安全意識の普及・啓発活動を通じて、交通事故の防止に努めます。

▼福祉・健康

- すべての人が平等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション※」の考えに基づき、不特定多数が利用する公共施設等のバリアフリー化など、暮らしにおけるユニバーサルデザイン※を推進します。
- 身近な歩行環境や公園・コミュニティ広場など、町民が運動し、健康づくりに取り組める環境の整備、充実を図ります。

※ノーマライゼーション
　障がいの有無や年齢の違いなどによって区別されることなく、主体性が尊重され、同等に生活できる社会が当たり前という概念のこと。
※ユニバーサルデザイン
　障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、すべての人にとって利用しやすい都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。

第３章

第3章　将来像の実現に向けて

1.まちづくりの推進

1）協働によるまちづくり

▼町民の主体的なまちづくり

多様化・複雑化するニーズに対応するため、「自主・自立」の精神のもと、町民や事業者、行政がそれぞれの役割を担い、連携・協力を図りながら、本計画に基づく効果的なまちづくりを進めます。

【町民の役割】

・自らがまちづくりの主体であることを認識し、まちづくりへの理解を深めるとともに、コミュニティ間の連携を深め、地域活動やボランティア活動など、自らができるまちづくりに積極的に参加することが求められます。

【事業者の役割】

・町民や行政などと連携・協力を図りながら、地域活動へ参加するとともに、社会的な役割や専門知識を活かし、生活環境に配慮した事業活動を行うことが求められます。

【行政の役割】

・まちづくりに関する様々な情報の収集に努めるとともに、その情報を積極的に公開することで、まちづくりに対する町民意識の醸成を図ります。
・まちづくりに参加するための場所づくりや体制づくり、リーダー育成などに努め、町民や事業者、行政が連携したまちづくりを推進します。
・町民や事業者などが行うまちづくり活動を積極的に支援します。

▼法制度の活用

まちの将来像実現に向けて、立地適正化計画や地区計画、特定用途制限地域など各種制度の活用を検討します。

また、町民主体のまちづくりを進めるため、都市計画提案制度※の周知・普及に努め、制度の活用を促進します。

※都市計画提案制度
土地の所有者やまちづくりＮＰＯ法人などが一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案できる制度のこと。

2）効果的で実効性の高いまちづくり

▼効果的な事業の推進

今後は厳しい財政状況が見込まれることから、既存ストック※の有効活用を図りつつ、投資に対する効果等を総合的に勘案し、効率的で効果的な行財政運営の構築に取り組み、行政サービスの確保と持続可能なまちづくりを推進します。

▼関係機関や庁内の連携強化

都市計画マスタープランはまちづくりに関する指針となることから、国や県、関係機関との連携体制を強化するとともに、商工業や農林業、防災、環境、医療・福祉、文化、教育などの関係分野との連携体制を強化し、一体的・横断的な取組で相乗効果を高め、効果的な事業推進に努めます。

▼都市計画の決定・変更

人口減少・少子高齢化など社会経済情勢の動向や計画の熟度、住民意向などを総合的に勘案し、必要に応じて都市計画の決定・変更を行います。

また、都市計画マスタープランは、長期的な展望に立ち都市計画の方針を定めるものであり、社会経済情勢の動向や上位・関連計画の改定などにより必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを実施します。

※既存ストック
道路や橋梁、公園、下水道、建築物など、既に今ある資本のこと。

資料

◇ 資料編

1.まちの現状

1）概要

①沿革

平成の大合併で他市町村が合併を行う中、本町は単独自立を選択し、令和２年（2020 年）には、明治 38 年（1905 年）の里庄村の誕生から 115 周年、昭和 25 年（1950 年）の町制施行から 70 周年を迎え、現在に至っています。

②位置

本町は、岡山県の南西部、岡山市まで約 40km、倉敷市・福山市まで約 20km に位置し、東は浅口市、西は笠岡市に接しています。

町域は、東西・南北ともに約 5km、面積 12.23km^2 と県内で２番目に小さな面積（県域の約 0.2%）となっています。

経緯度		距離	町役場の位置
東端	東経 133° 35′ 11″ 北緯 34° 31′ 49″	東西 約5km 南北 約5km	東経 133° 33′ 25″ 北緯 34° 30′ 49″
西端	東経 133° 31′ 47″ 北緯 34° 29′ 49″	面積（R3.10.1現在）	
南端	東経 133° 32′ 52″ 北緯 34° 29′ 29″	里庄町 岡山県	12.23km^2 7,114.33km^2
北端	東経 133° 33′ 45″ 北緯 34° 32′ 19″	県に占める割合 県内順位	0.2% 26/27位

※座標：世界測地系　　資料：国土地理院

③都市計画

◇都市計画の現況

本町は、浅口市の一部とともに町全域が非線引き都市計画区域（浅口広域都市計画区域）に指定され、都市計画法に基づく土地利用や都市施設の整備が進められています。

都計区域	市町村名	行政区域 面積(ha)	行政区域 構成比(%)	都市計画区域 面積(ha)	都市計画区域 構成比(%)	都市計画区域 法指定年月日	都市計画区域 最終年月日	用途地域 面積(ha)	用途地域 構成比(%)	備考
浅口広域	浅口市	6,646	84.5	2,101	30.2	S34.7.4	R2.4.1	234	100.0	旧金光町
				3,644	52.3	S25.6.9		－	－	旧鴨方町
	里庄町	1,223	15.5	1,223	17.6	S43.4.13	R2.4.1	－	－	
	計	7,869	100.0	6,968	100.0			234.0	100.0	

資料：岡山県の都市計画（2021）ほか

	旧金光	旧鴨方	里庄町
都市計画区域	○	○	○
市町村マスタープラン	○		○
地域地区			
用途地域	○	－	－
特定用途制限地域	○	－	－
都市施設			
交通			
道路	○	○	○
駅前広場	－	○	○
自動車駐車場	－	○	－
公園			
公園	○	○	○
下水道			
公共下水道	○	○	○
その他都市施設	－	－	○
市街地開発事業	－	－	－
地区計画等	○	○	－

資料：岡山県の都市計画（2021）

■都市計画総括図（浅口広域都市計画区域）

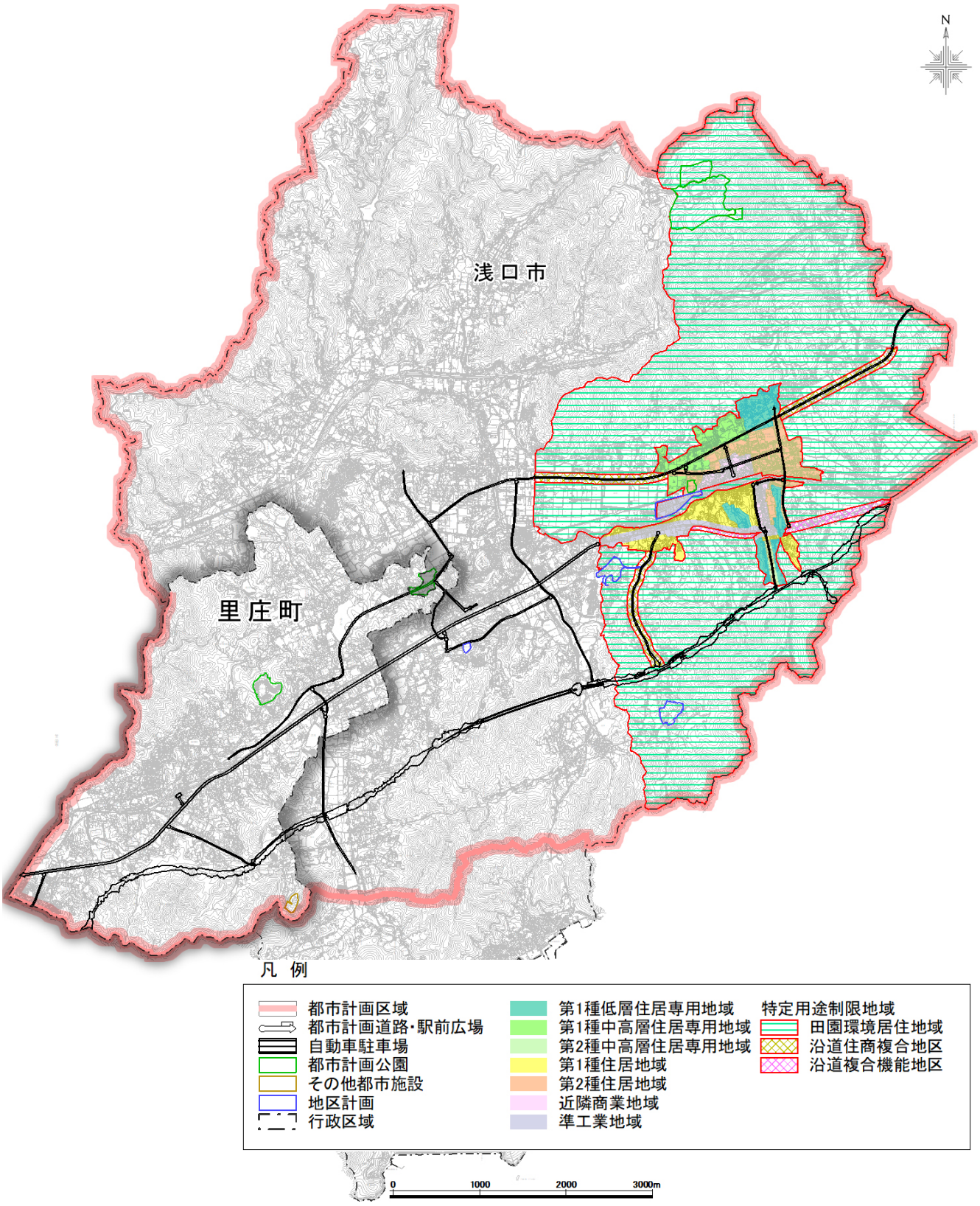

◇都市計画区域の位置づけ

浅口広域都市計画区域は、東に岡山県南都市計画区域（線引き）、北に矢掛都市計画区域（非線引き）、西に笠岡都市計画区域（非線引き）が接しています。

また、岡山県が定める「浅口広域都市計画区域マスタープラン」では、浅口広域都市計画区域の位置づけを「２次生活圏（中国地方要覧による）の中心都市等を含む都市計画区域」とし、求められる主な機能を「地方生活圏中心都市と連携しつつ、それらに準じた都市的サービスを提供するための集積など」としています。

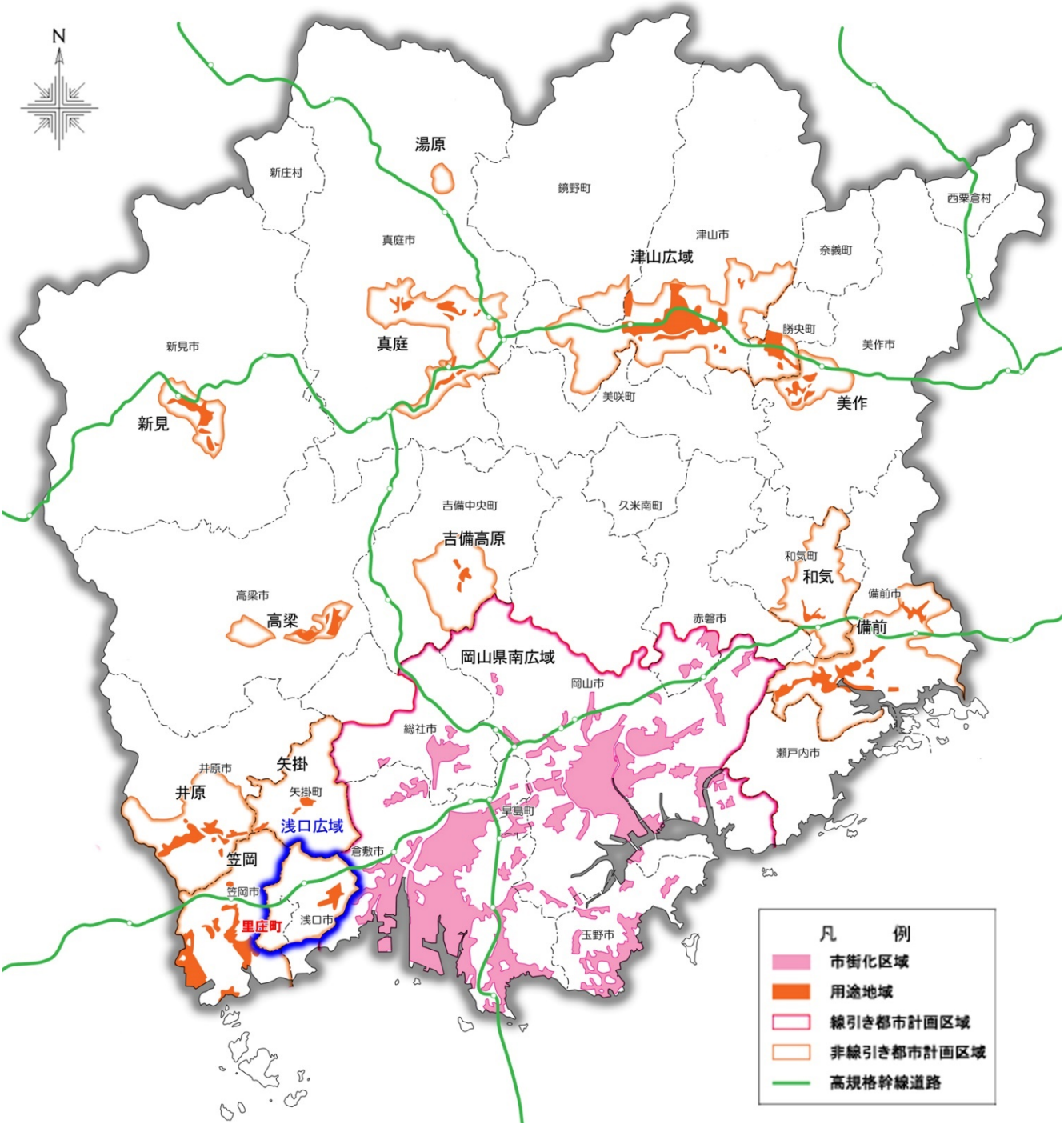

出典：浅口広域都市計画区域マスタープラン（R2.4）

2）人口等

①人口・世帯

◇人口・世帯

人口減少の社会情勢下にあって、本町の人口は令和２年まで微増傾向にあります。

これは、国道２号や山陽自動車道など、県内外からのアクセスが良好で、工業立地に伴う住宅地開発が進んだことによるものと考えられます。

また、世帯数も増加傾向にあり、世帯人員の減少による核家族化が進んでいます。

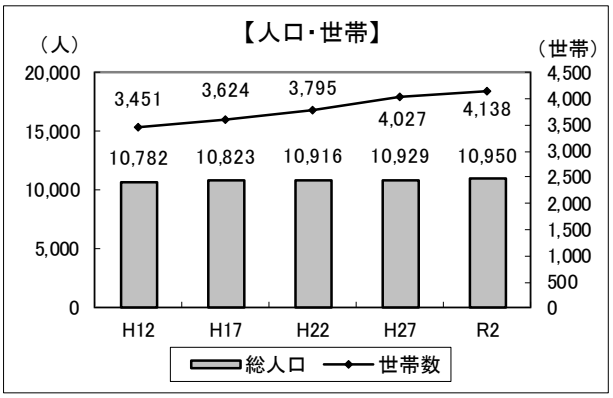

（単位：人、世帯）

	里庄町					岡山県
	H12	H17	H22	H27	R2	R2
総人口	10,782	10,823	10,916	10,929	10,950	1,888,432
世帯数	3,451	3,624	3,795	4,027	4,138	801,409
世帯人員	3.12	2.99	2.88	2.71	2.65	2.36

資料：国勢調査

◇地区別人口・人口密度

地区別人口をみると、里見で微増し、その他の地区では微減となっています。

また、人口密度をみると、新庄グリーンクレストや浜中団地などの開発団地を除いて、低密度な状況にあります。

地区名	地区面積		平成12年		平成17年				平成22年				平成27年			
	全面積 (ha)	可住地面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	増加率 (%)	密度増減 (人/ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	増加率 (%)	密度増減 (人/ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	増加率 (%)	密度増減 (人/ha)
10 浜中	132.3	105.7	1,535	14.5	1,505	14.2	−2.0	−0.3	1,512	14.3	0.5	0.1	1,485	14.0	−1.8	−0.3
20 新庄	434.8	376.0	3,472	9.2	3,588	9.5	3.3	0.3	3,508	9.3	−2.2	−0.2	3,412	9.1	−2.7	−0.2
30 里見	638.7	508.3	4,619	9.1	4,606	9.1	−0.3	0.0	4,837	9.5	5.0	0.4	5,006	9.8	3.5	0.3
40 新庄グリーンクレスト	17.2	13.1	1,156	88.2	1,124	85.8	−2.8	−2.4	1,061	81.0	−5.6	−4.8	1,026	78.3	−3.3	−2.7
合　計	1,223.0	1,003.1	10,782	10.7	10,823	10.8	0.4	0.1	10,918	10.9	0.9	0.1	10,929	10.9	0.1	0.0

資料：国勢調査

②人口動態

住民基本台帳による人口動態をみると、出生・死亡の自然動態、転入・転出の社会動態がともに減少傾向にあり、今後、大きな開発等が見込まれない状況においては、本町の総人口が減少に転じていくことが予測されます。

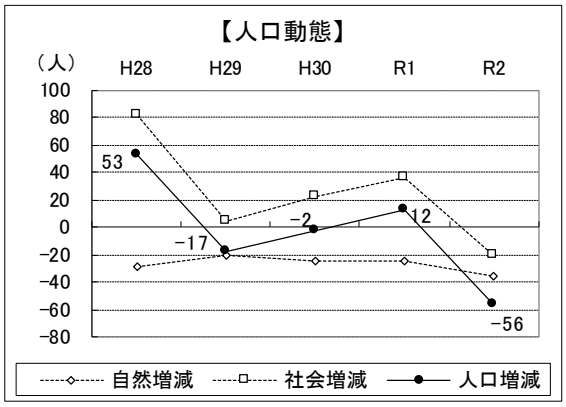

（単位：人）

区分		自然動態			社会動態			人口増減
		出生	死亡	増減	転入他	転出他	増減	
里庄町	平成28年	95	124	△ 29	414	332	82	53
	平成29年	87	108	△ 21	398	394	4	△ 17
	平成30年	82	106	△ 24	346	324	22	△ 2
	令和元年	71	95	△ 24	401	365	36	12
	令和2年	72	107	△ 35	341	362	△ 21	△ 56
岡山県	令和2年	13,678	21,885	△ 8,207	69,267	70,813	△ 1,546	△ 9,753

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

③年齢別人口

年齢別の人口をみると、近年、年少人口（0～14 歳）は維持・微増の傾向が伺えるものの、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、高齢化の進展が伺えます。

高齢化率（65 歳以上の割合）は 31.6%であり、岡山県の 30.7%を 0.9%上回っています。

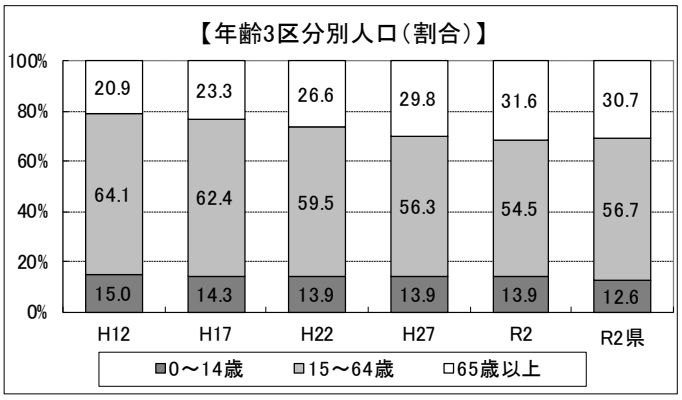

（単位：人）

	里庄町					岡山県
	H12	H17	H22	H27	R2	R2
0～14歳	1,618	1,543	1,518	1,515	1,525	229,352
15～64歳	6,907	6,748	6,485	6,154	5,965	1,032,394
65歳以上	2,255	2,519	2,905	3,256	3,454	557,991
年齢不詳	2	13	8	4	6	68,695

※割合の総数に年齢不詳含まない　　資料：国勢調査

④流入流出

平成 27 年の就業者による流入流出をみると、流入者が流出者を上回っています。
また、流入流出ともに笠岡市との関係が深いことが分かります。

（単位：人、%）

常住地	流出		従業地	流入		就業者比率
就業者数	就業者数	流出率	就業者数	就業者数	流入率	（従／常）
5,110	3,489	68.3	5,246	3,621	69.0	102.7

※15歳以上の就業者　　資料：国勢調査

■H27流出先（TOP5）

市町村名	流出先	
	総数	割合
笠岡市	1,025	29.4
倉敷市	627	18.0
浅口市	600	17.2
福山市	576	16.5
岡山市	299	8.6

■H27流入元（TOP5）

市町村名	流入元	
	総数	割合
笠岡市	1,057	29.2
浅口市	1,034	28.6
倉敷市	713	19.7
福山市	364	10.1
井原市	186	5.1

資料：国勢調査

⑤将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（日本の地域別将来推計人口（H30 推計））によると、本町でも今後は人口が減少傾向に転じ、令和 27 年（2045 年）には 9,942 人となることが予測されています。

また、高齢化率は令和 27 年（2045 年）に 34.5%となることが予測されています。

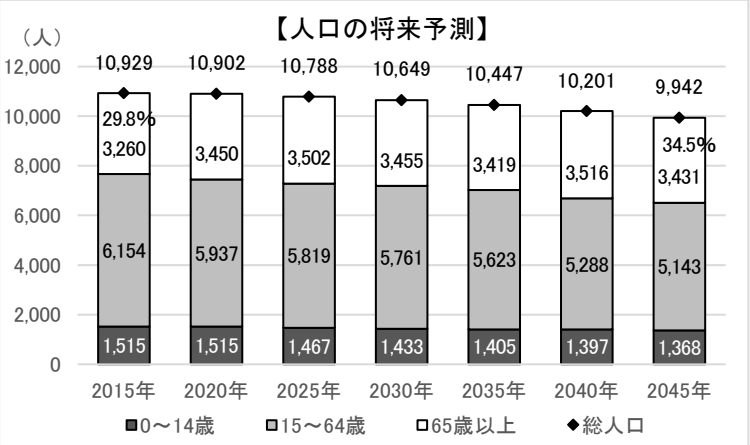

出典：日本の地域別将来推計人口（H30推計）：国立社会保障・人口問題研究所

■H27 人口密度（100mメッシュ）

■R27 人口密度（100mメッシュ）

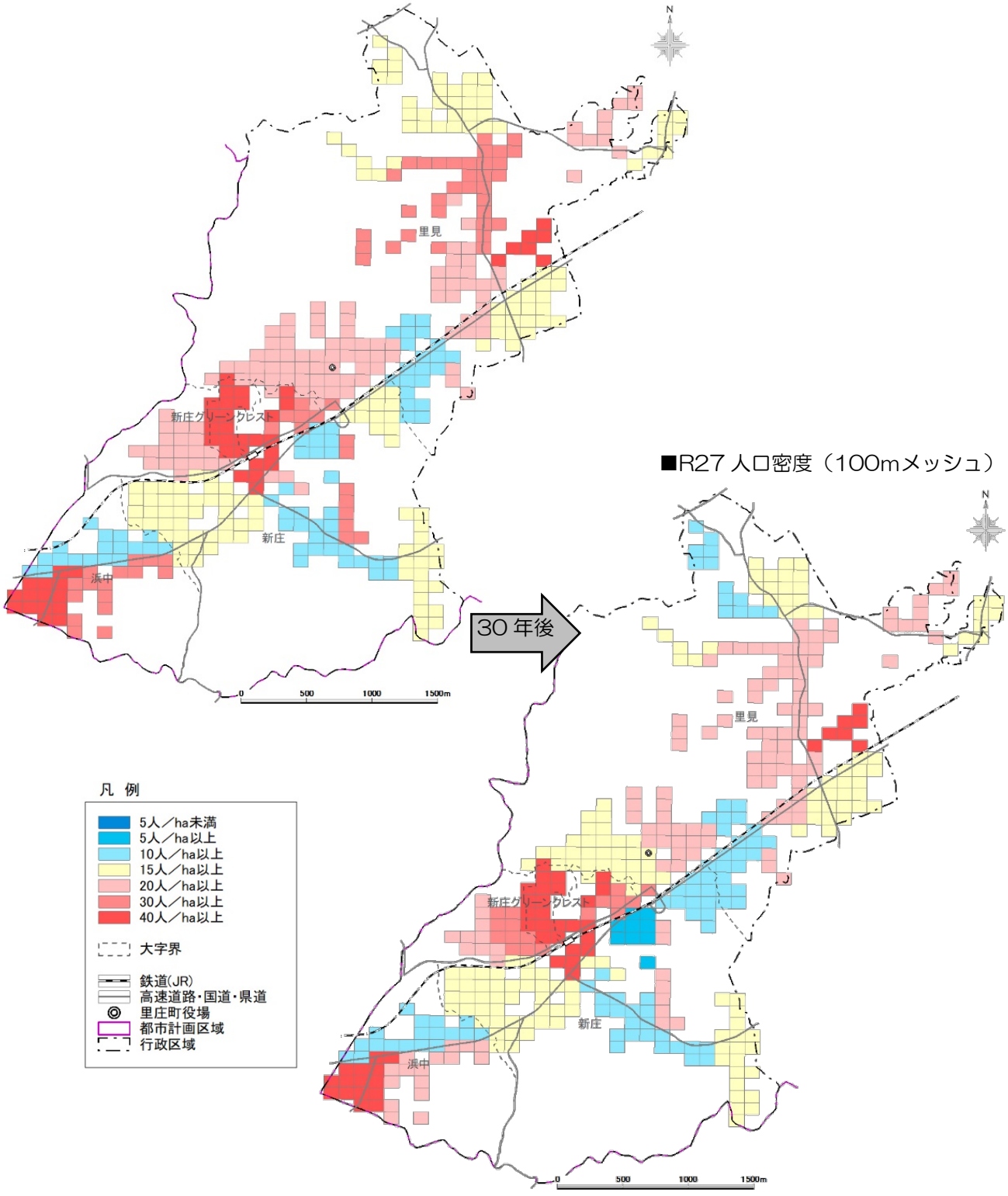

出典：将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）：国総研

■将来人口予測と 100mメッシュについて

「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）：国土交通省国土技術政策総合研究所」を用いて次の方法で予測し、メッシュデータを作成したもの。

H22 と H27 国勢調査の年齢（5 歳階級）別・男女別人口（小地域）をベースに、国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口（市区町村）」をコントロールポイントとして、コーホート要因法により将来人口を予測。

その後、『土地利用細分（100m）メッシュデータ：国土交通省国土数値情報』の「建物用地」に分類されるメッシュに対して、予測した人口データを当配分し、人口メッシュデータを作成。

なお、工業系土地利用も「建物用地」に該当し、人口が配分されるため、実態とは乖離したメッシュ表現となる場合がある。

3）土地利用

①土地利用現況

本町の土地利用をみると、開発団地を除いて田や畑などの自然的土地利用が介在する人口密度の低い住宅地が広がり、中央を東西に走る国道２号沿道に商業系や工業系の土地利用が見られます。

これらのことから、本町は、居住・都市機能が広く分散した、低密度な都市構造であることが伺えます。

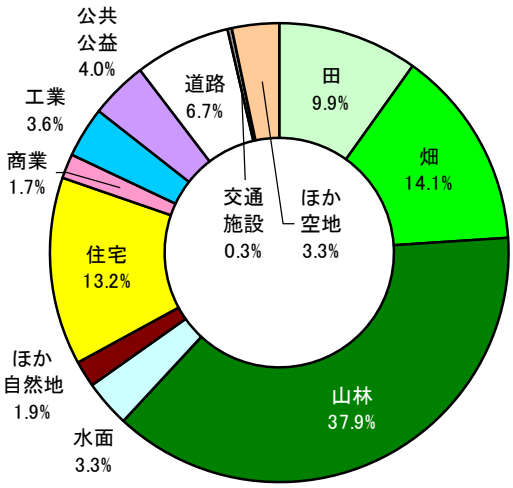

（単位：ha）

地区	自然的土地利用					都市的土地利用								合計	可住地	非可住地
	農地		山林	水面	ほか自然	宅地			公共公益	道路	交通施設	公的施設	ほか空地			
	田	畑				住宅	商業	工業								
10 浜中	15.8	11.4	48.2	4.4	1.8	18.9	1.4	11.6	2.2	11.1	0.3	0.0	5.2	132.3	105.7	26.6
20 新庄	22.1	57.3	205.2	8.2	7.3	53.9	6.2	17.3	10.7	27.6	1.9	0.0	17.1	434.8	376.0	58.8
30 里見	83.0	102.9	209.3	27.6	13.6	79.6	13.3	14.7	36.2	40.2	1.6	0.0	16.9	638.9	508.3	130.6
40 新庄ｸﾞﾘｰﾝｸﾚｽﾄ	0.0	0.7	1.3	0.2	0.0	9.5	0.2	0.0	0.4	3.6	0.0	0.0	1.4	17.3	13.1	4.2
合　計	120.9	172.3	464.0	40.4	22.7	161.9	21.1	43.6	49.5	82.5	3.8	0.0	40.6	1,223.3	1,003.1	220.2

※非可住地は、次のとおりとする。
「水面」、「ほか自然（河原等、原野等）」、「商業（敷地規模1ha以上）」、「公共公益（公共空地、公益施設）」、「道路」、「交通施設」、「公的施設」、「工業専用地域」。

資料：H30都市計画基礎調査

■土地利用現況図

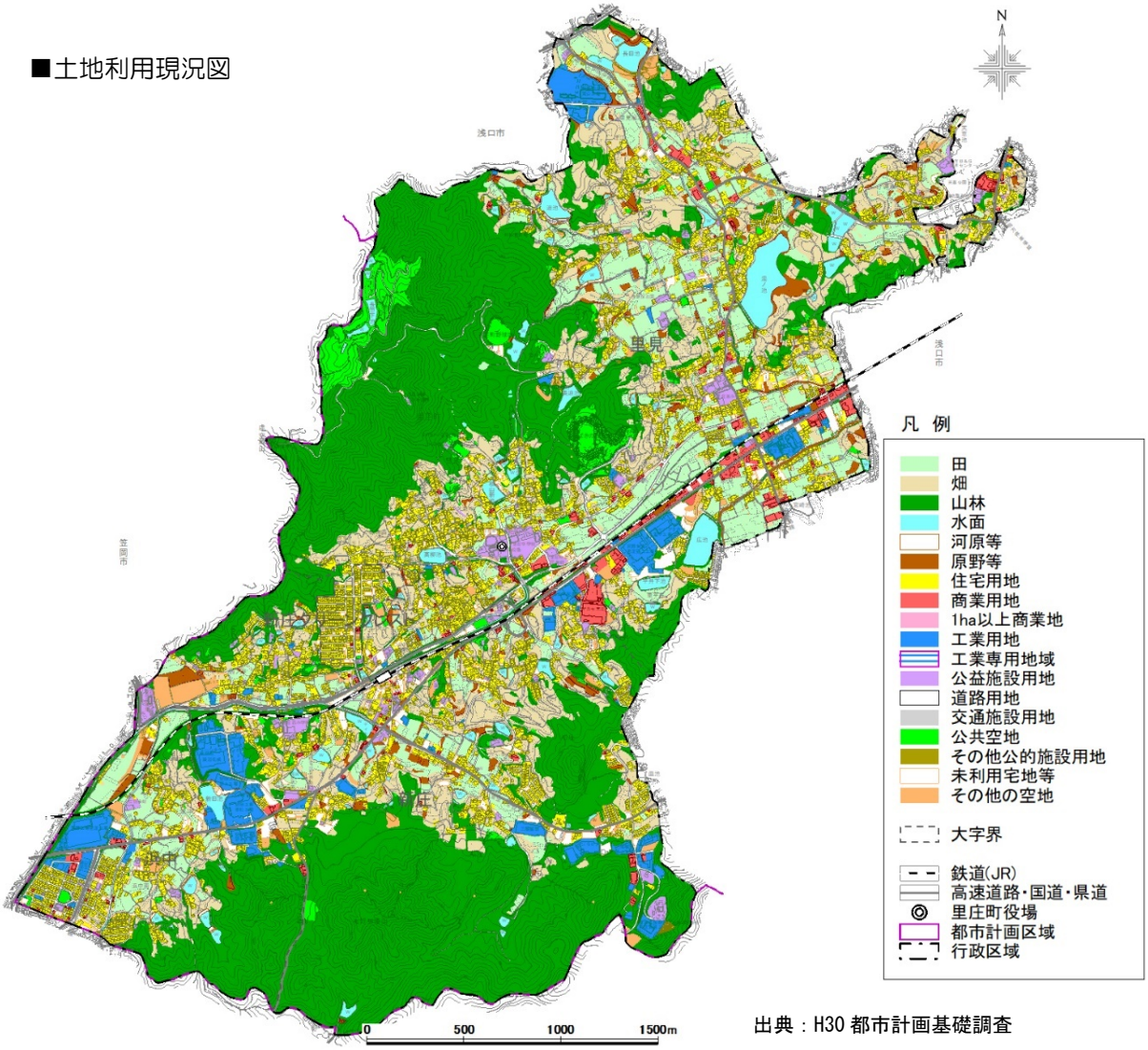

出典：H30 都市計画基礎調査

②法規制等

法適用の状況をみると、町全域が都市計画区域と農業振興地域に指定されています。

まとまりのある一団の農地には農用地区域が指定されています。

虚空蔵山や毛野無羅山など、緑豊かな山々は、その一部が保安林に指定されるとともに、市街地の背景として、生活に潤いを与えています。

地域・地区 名称	指定年月日 当初	指定年月日 最終	面積 (ha)	指定区域	根拠法	備考
都市地域						
都市計画区域	S43.4.13	R2.4.1	1,223	全域	都計法	
農業地域						
農業振興地域	S46.8.17	S46.8.17	1,223	全域	農振法	
農用地区域	S50.2.13	R2.11.27	80.8	一部	農振法	
森林地域						
地域森林計画対象民有林	H13.4.1	R2.12.25	383.4	一部	森林法	

資料；庁内資料

■法適用現況図

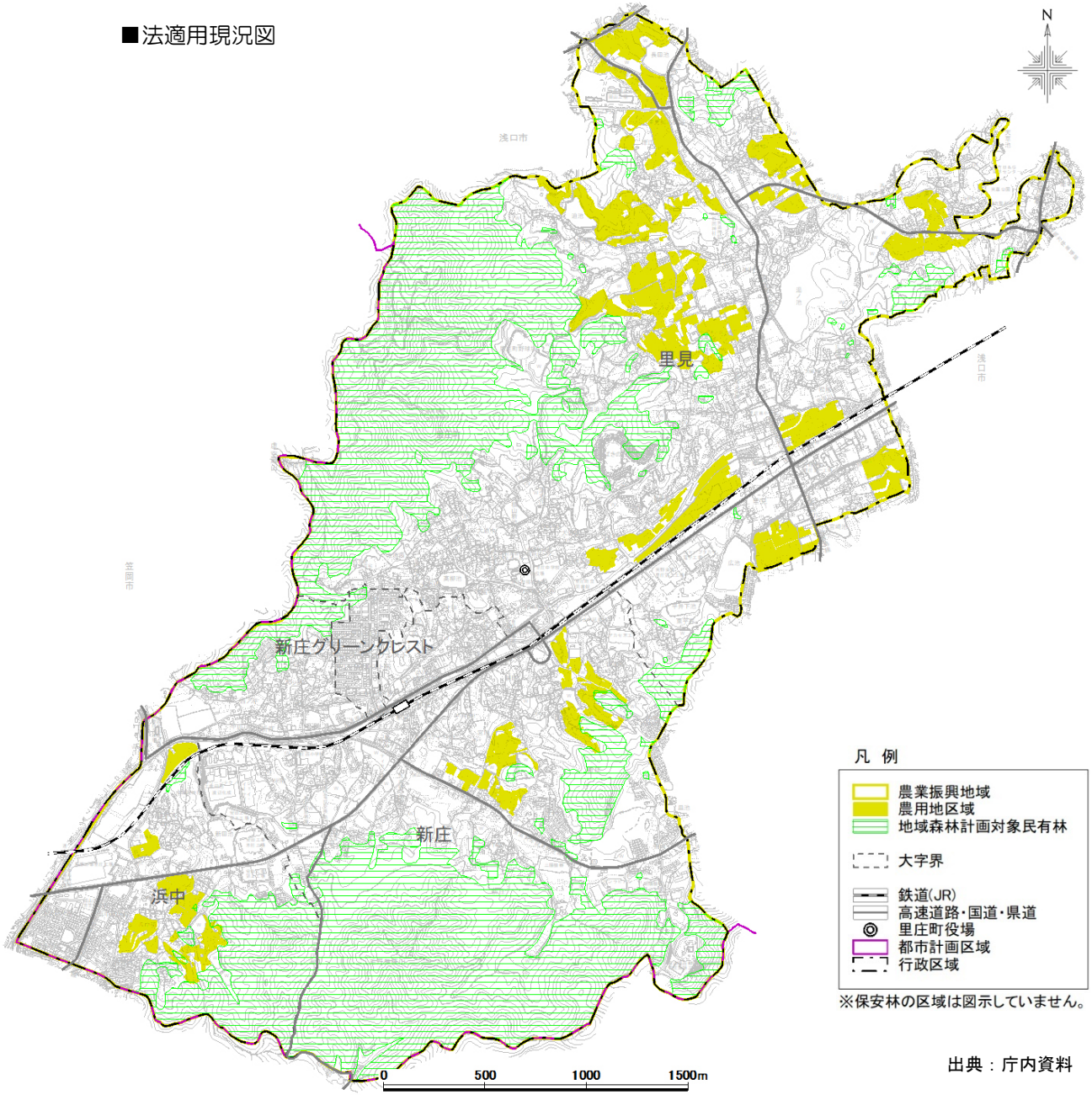

出典：庁内資料

③開発等

◇開発許可等

平成 28 年から５年間の開発行為は町全体で 25 件（4.7ha）であり、年間 10 件未満となっています。

（単位：件、㎡）

	住宅用地		商業用地		工業用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成28年	2	3,999.5	－	－	－	－	2	2,453.5	4	6,453.0
平成29年	2	3,757.3	－	－	1	1,307.8	－	－	3	5,065.1
平成30年	3	4,189.9	1	2,406.4	－	－	3	7,578.2	7	14,174.4
令和元年	4	9,428.2	1	1,974.8	1	1,719.3	1	1,027.0	7	14,149.4
令和2年	3	5,983.8	－	－	－	－	1	1,058.0	4	7,041.8
合　計	14	27,358.7	2	4,381.2	2	3,027.1	7	12,116.7	25	46,883.6

資料：庁内資料（里庄町開発事業の調整に関する指導要綱に基づく届出件数）

◇農地転用

平成 28 年から５年間の農地転用は町全体で 177 件（6.8ha）であり、年間 20～60 件程度となっています。そのうち、住宅用地が約半数を占め、市街地縁辺部での小規模な開発へとつながっています。

（単位：件、㎡）

転用用途	住宅用地		商業用地		工業用地		公共用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成28年	9	3,473.7	－	－	－	－	－	－	14	3,043.4	23	6,517.1
平成29年	19	10,418.5	－	－	－	－	1	134.0	15	6,206.6	35	16,759.1
平成30年	29	7,461.0	9	3,393.0	－	－	2	504.0	12	3,823.1	52	15,181.1
令和元年	22	10,668.0	－	－	－	－	6	1,537.0	7	2,972.0	35	15,177.0
令和2年	18	8,485.1	－	－	－	－	－	－	14	6,009.5	32	14,494.6
合　計	97	40,506.3	9	3,393.0	－	－	9	2,175.0	62	22,054.6	177	68,128.9

資料：庁内資料（農地転用許可＜4条・5条＞）

◇新築状況

平成 26 年度から５年間の新築状況は町全体で 261 件であり、そのうちの９割超が住宅となっています。

地域別でみると、約６割が里見地域となっています。

単位（件）

	住宅	商業	工業	その他	合計
平成26年度	49	2	0	3	54
平成27年度	44	2	0	1	47
平成28年度	48	0	0	1	49
平成29年度	57	4	1	0	62
平成30年度	46	2	1	0	49
合計	244	10	2	5	261

資料：R1都市計画基礎調査

単位（件）

	住宅	商業	工業	その他	合計
浜中	34	2	0	0	36
新庄	69	0	1	0	70
里見	130	8	1	5	144
新庄ｸﾞﾘｰﾝｸﾚｽﾄ	11	0	0	0	11
合計	244	10	2	5	261

資料：R1都市計画基礎調査

④ハザードエリア

本町は、山際に急傾斜地の崩壊や土石流などの土砂災害に関するハザードエリアが指定されています。

また、農地等の低地部では、浜中地区に津波、里見地区に洪水に関する浸水想定区域が指定されています。

本町は、昔から水はけが悪く、湿田が多い地域のため、宅地開発等により遊水池としての機能を有する土地の減少が懸念されています。

■ハザードエリア（土砂・津波）

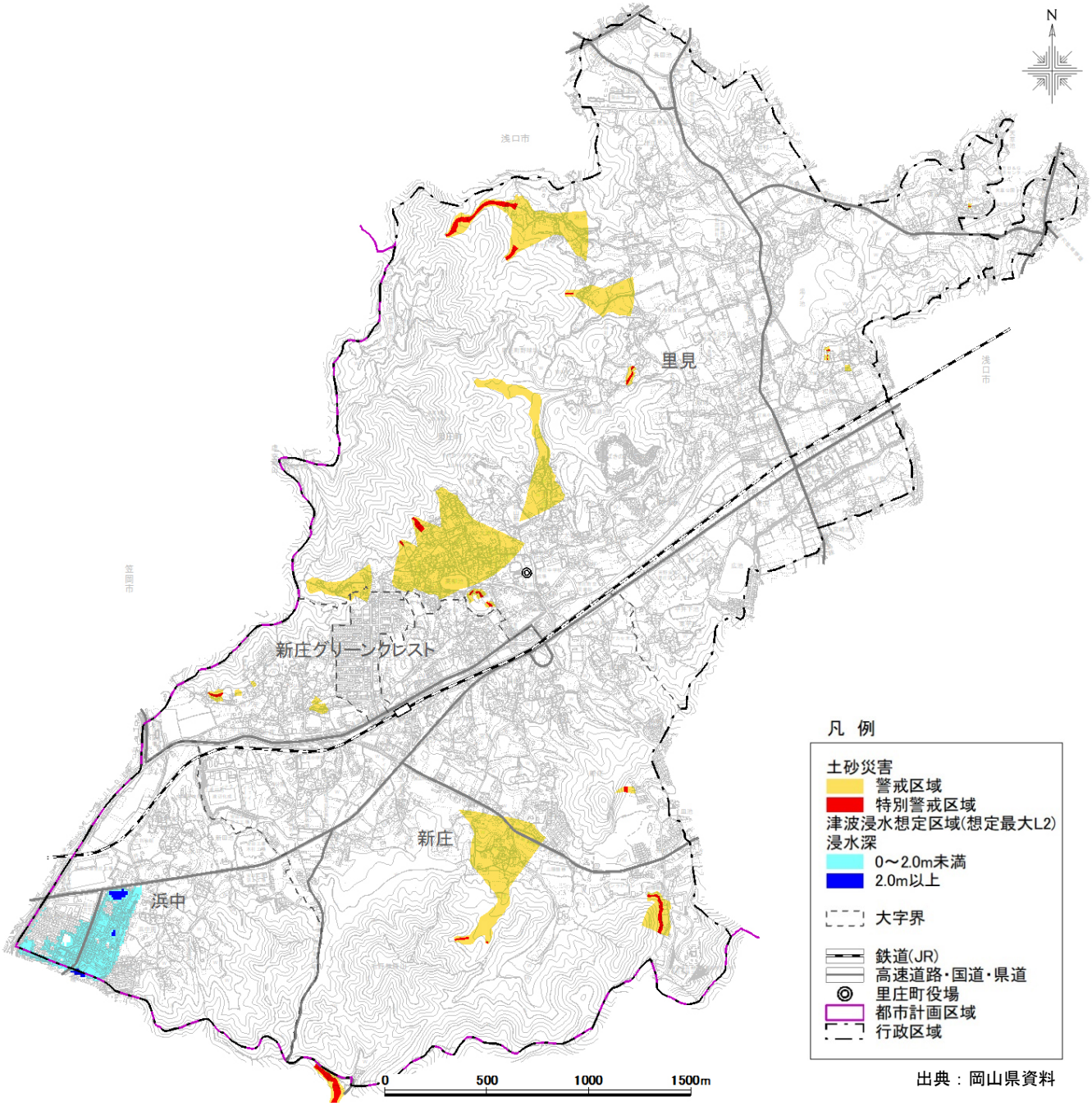

出典：岡山県資料

■ハザードエリア（洪水）

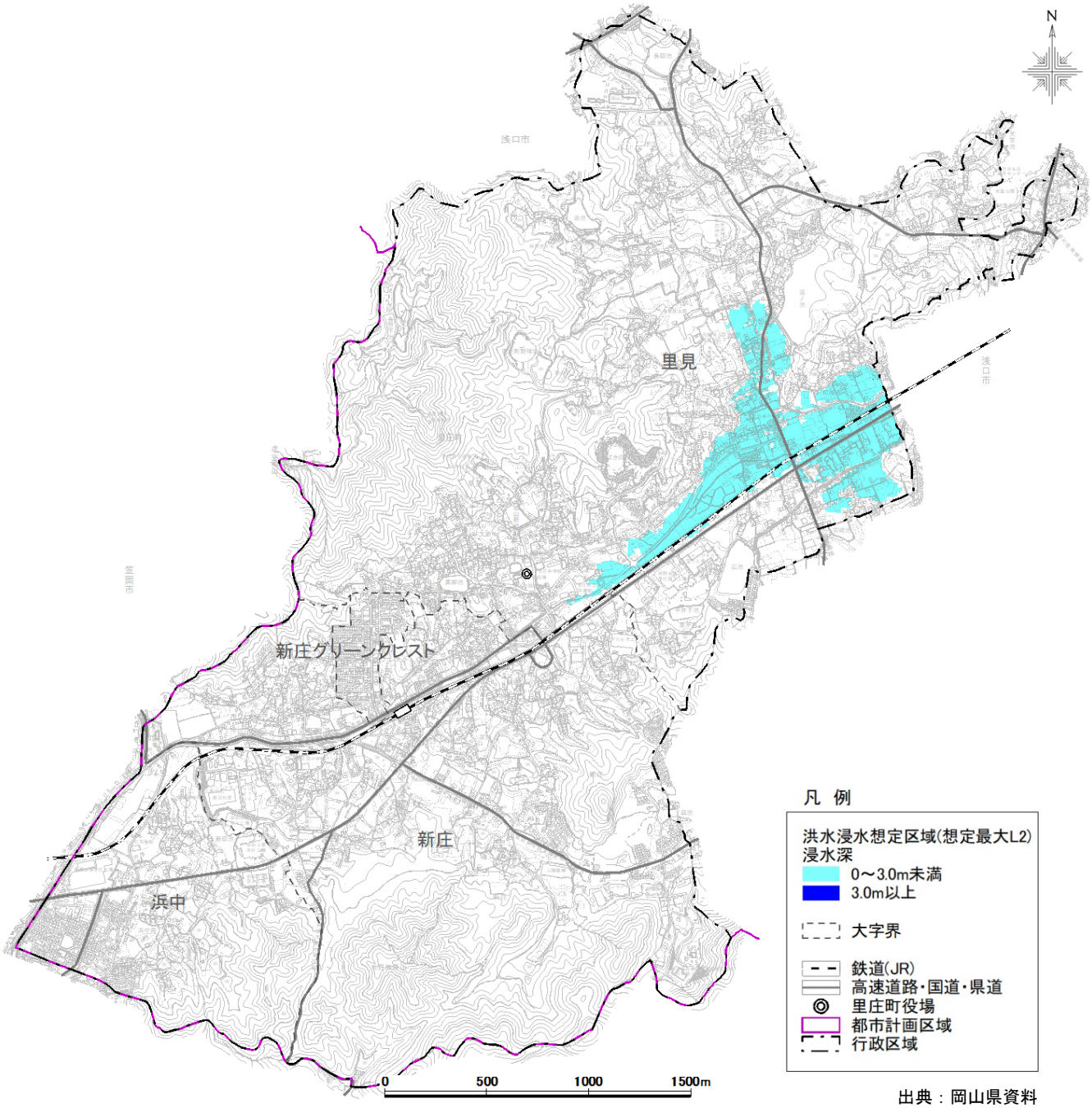

出典：岡山県資料

⑤公共施設等

公共施設等の分布状況をみると、役場周辺に学校や福祉関連など、多くの施設が配置されています。

■公共施設等分布図

出典：町勢要覧 2020（一部加工）

4）都市施設等

①交通

◇交通の状況

本町の中央部を東西に走る国道２号を骨格として、県道、町道により道路網が形成されています。

平成 27 年度道路交通センサスの 24 時間自動車類交通量をみると、国道２号で 27,000 台超の交通量を記録し、慢性的な交通渋滞が発生しています。

そうした中、国道２号の渋滞緩和や地域活力の向上を目的として、現在、国道２号玉島笠岡道路が令和 7 年度の開通を目指して整備されており、あわせて、都市計画道路 鴨方里庄ＩＣ線や都市計画道路 川南干瓜線の整備も進められています。

公共交通をみると、ＪＲ山陽本線が国道２号と並行して走り、2,600 人/日程度の乗降人員を有するＪＲ里庄駅が町中央部にあります。

バスの状況をみると、平成 27 年から民間事業者による有償の路線定期運行に移行し、浅口市と共同で寄島～里庄間を１日 14 便運行しています。

道路種別	路線		単位区間番号	交通量調査	交通量観測地点地名				平成27年			平成22年		H27/H22
	路線番号	路線名			市郡	区町村	丁目字		非観測の別・交通量観測	自動車類交通量 昼間12時間（台）	自動車類交通量 24時間（台）	自動車類交通量 昼間12時間（台）	自動車類交通量 24時間（台）	24時間自動車類交通量増減率（%）
1	1020	山陽自動車道	90	鴨方矢掛線鴨方IC～笠岡井原線笠岡IC					1	28,320	46,138	25,950	42,130	0.10
3	2	一般国道2号	10210	浅口郡里庄町浜中727番地					1	18,312	27,012	17,622	26,962	0.00
4	64	矢掛寄島線	41520	小田郡矢掛町南山田1584					1	2,731	3,468	2,331	2,914	0.19
6	194	鴨方停車場線	60560	－					2	1,911	2,503	1,739	2,209	0.13
6	286	里庄地頭上線	61370	浅口郡里庄町里見6423−1					1	7,181	9,120	7,000	8,750	0.04
6	288	園井里庄線	61390	笠岡市広浜63					1	5,159	6,449	4,944	6,180	0.04
6	431	六条院東里庄線	63040	浅口市鴨方町六条院西722番地 附近					1	3,057	3,821	3,296	4,120	-0.07
6	432	大島中新庄線	63060	笠岡市西大島1425−1					1	429	502	519	644	-0.22
6	434	小坂西六条院中線	63080	－					2	1,910	2,502	1,737	2,171	0.15

資料：平成27年度 道路交通センサス

◇道路の整備状況

都市計画道路の整備率は 14.9%であり、岡山県の 67.5%を大きく下回っています。

また、生活道路では、狭あいな区間や安全施設等の整備が十分ではない区間が存在します。

（単位：m、%）

都市名	計画			改良済			概成済			整備率
	合計 ①	自動車専用道路	幹線道路	合計 ②	自動車専用道路	幹線道路	合計 ③	自動車専用道路	幹線道路	((②+③))/①
里庄町	13,960	2,640	11,320	2,040	0	2,040	40	0	40	14.9
岡山県	1,002,920	22,340	980,580	605,050	3,900	601,150	72,190	0	72,190	67.5

※計画：都市計画決定された道路延長　　資料：庁内資料（R3.3.31時点）

※改良済：道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行用に供している道路延長

※概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（おおむね計画幅員の2/3以上又は、4車線以上の幅員を有する道路）を有する区間でその現道に対応する都市計画道路延長

※整備率=(改良済+概成済)/(計画)

（単位：m）

路線番号	路線名	幅員	計画	改良済	概成済	整備率
1･4･1	玉島笠岡道路	20.5	2,640	0	0	0.0
3･3･1	宮迫浜中線	25.5	4,920	0	0	0.0
3･4･1	里庄駅前線	18.0	110	0	0	0.0
3･4･2	鴨方駅前線	18.0	170	0	0	0.0
3･4･4	中山峠大原中線	16.0	3,190	1,570	0	49.2
3･4･6	西六線	16.0	340	0	0	0.0
3･5･2	砂崎線	12.0	470	0	0	0.0
3･5･3	川南干瓜線	14.0	1,140	0	0	0.0
3･5･4	鴨方里庄IC線	12.0	470	0	0	0.0
3･5･16	西大島浜中線	14.0	400	360	40	100.0
3･6･1	上ノ口鳥越線	8.0	110	110	0	100.0
			13,960	2,040	40	14.9

資料：庁内資料（R3.3.31時点）

②公園緑地等

本町では、里庄町総合運動公園（つばきの丘運動公園）が都市計画決定されており、供用率は 98.6%となっています。

また、本町では地域住民の憩いの場としてコミュニティ広場を整備しています。

（単位：箇所、ha、%）

都市名	計画		供用		供用率
	箇所数	面積	箇所数	面積	
里庄町	1	7.3	1	7.2	98.6
岡山県	586	1,343.80	582	1,186.33	88.3

資料：庁内資料（R3.3.31時点）

③その他の都市施設等

公共下水道の整備状況は、計画面積 500ha に対して 317ha が供用され、整備率は 63.4%となっています。

また、ごみ焼却場として、岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場が都市計画決定されています。

（単位：ha、%）

都市名	公共下水道		
	計画	供用	整備率
里庄町	500	317	63.4
岡山県	37,965	29,661	78.1

資料：庁内資料（R3.3.31時点）

■都市計画総括図（里庄町）

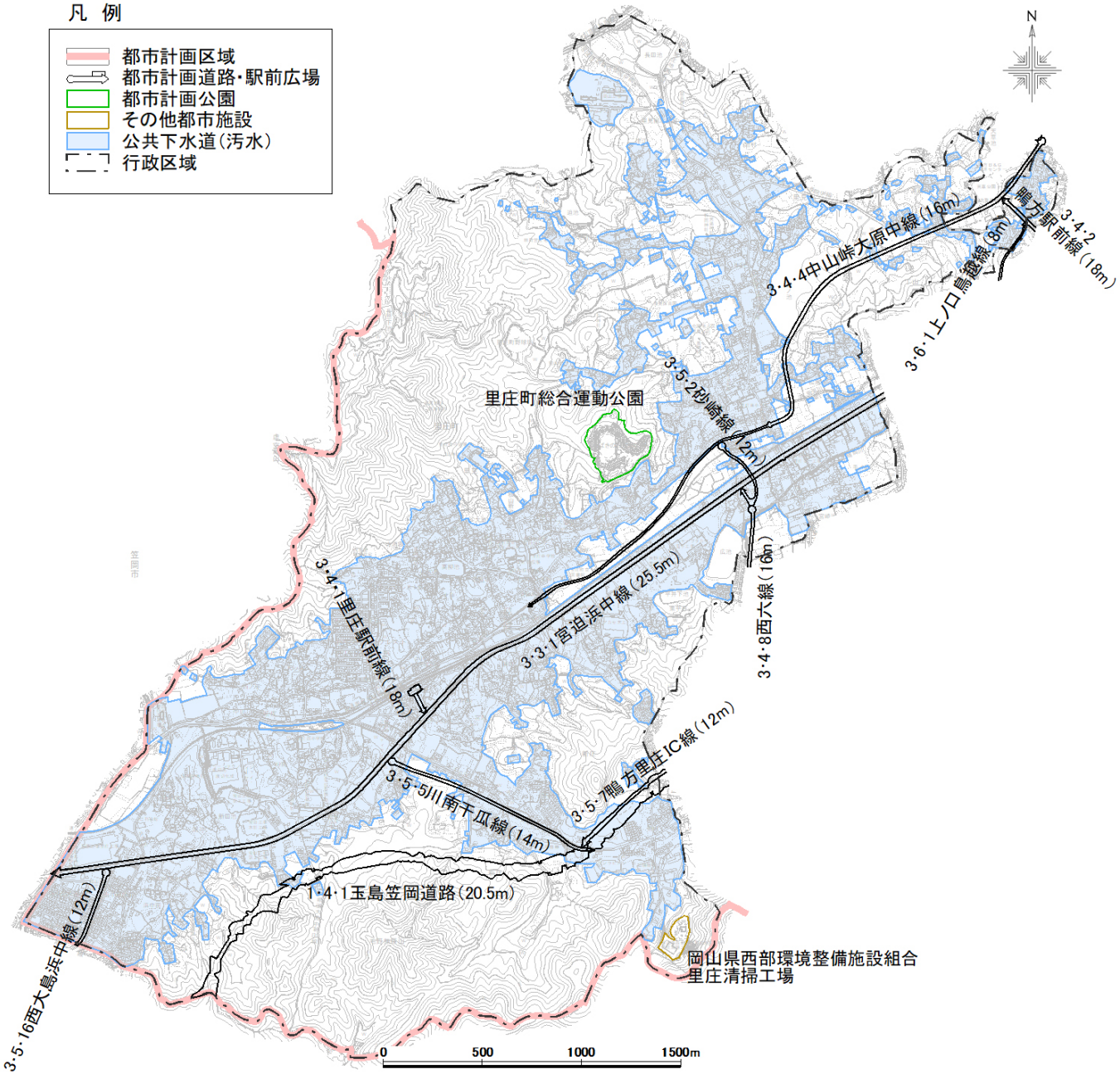
凡 例
都市計画区域
都市計画道路・駅前広場
都市計画公園
その他都市施設
公共下水道（汚水）
行政区域
N
3･4･2鴨方駅前線（18m）
3･4･4中山峠大原中線（16m）
3･6･1上ノ口鳥越線（8m）
里庄町総合運動公園
3･5･2砂崎線（12m）
3･4･8西六線（16m）
3･4･1里庄駅前線（18m）
3･3･1宮迫浜中線（25.5m）
3･5･7鴨方里庄IC線（12m）
3･5･5川南千瓜線（14m）
1･4･1玉島笠岡道路（20.5m）
3･5･16西大島浜中線（12m）
岡山県西部環境整備施設組合
里庄清掃工場
0
500
1000
1500m

5）経済・財政等

①産業

◇産業大分類別人口

産業大分類別人口をみると、第 1 次・第 2 次産業は減少し、第 3 次産業が増加しています。

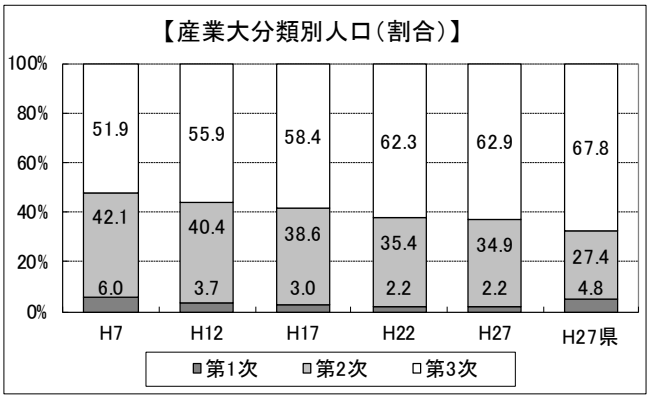

（単位：人、%）

	里庄町					岡山県
	H7	H12	H17	H22	H27	H27
就業人口	5,361	5,161	4,971	4,966	5,110	900,871
第1次産業	323	192	151	107	113	41,206
第2次産業	2,255	2,083	1,914	1,694	1,777	234,984
第3次産業	2,783	2,879	2,894	2,978	3,204	580,527
分類不能	－	7	12	187	16	44,154
就業率	50.7	47.9	45.9	45.5	46.8	46.9

※割合の総数に分類不能含まない　　資料：国勢調査

◇農業

農業の状況をみると、販売農家数や経営耕地面積はともに減少傾向にあります。

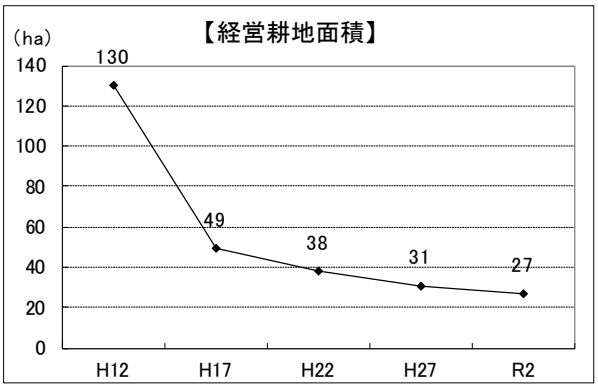

	単位	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020
販売農家数	戸	142	75	52	33	30
専業	戸	31	23	11	8	
第1種兼業	戸	5	0	5	2	
第2種兼業	戸	106	52	36	23	
経営耕地面積	ha	130	49	38	31	27

※2020センサスより専兼業別調査が廃止　　資料：農林業センサス

◇工業

工業の状況をみると、近年、事業所数や従業者数は減少傾向にあります。また、製造品出荷額等は増加傾向にありましたが、令和元年に大きく減少に転じています。

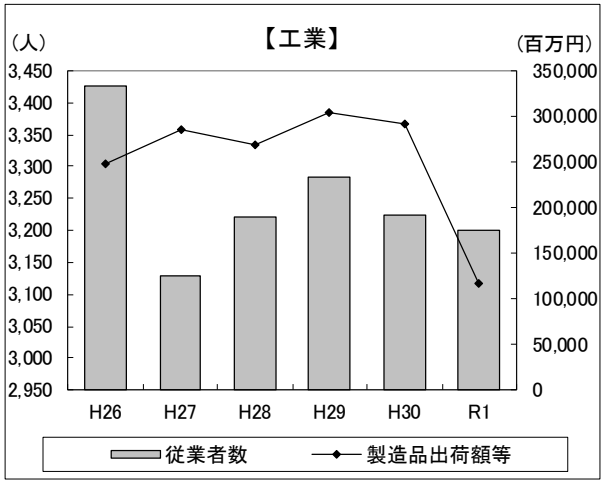

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業所数	事業所	38	38	35	33	33	33
従業者数	人	3,427	3,130	3,220	3,283	3,224	3,200
製造品出荷額等	百万円	247,899	285,037	269,476	304,718	291,929	117,044

資料：工業統計調査（4人以上の事業所）

◇商業

商業の状況をみると、近年、小売売場面積は減少傾向にあるものの、従業者数や年間商品販売額はともに増加傾向にあります。

また、小売吸引力指数をみると、1.0 を下回っていることから、買い物客が町外に流出していることが伺えます。

			H24	H26	H28
里庄町	小売販売額	百万円	7,547	9,960	9,920
	人口	人	10,866	10,858	10,965
	1人当たり販売額	万円/人	69.5	91.7	90.5
	小売吸引力指数		0.85	0.94	0.86
岡山県	小売販売額	百万円	1,576,043	1,868,503	2,016,548
	人口	人	1,937,805	1,924,992	1,916,294
	1人当たり販売額	万円/人	81.3	97.1	105.2

資料：商業統計・経済センサス、岡山県毎月流動人口調査

※小売吸引力指数：1人当たり販売額（市）÷1人当たり販売額（県）

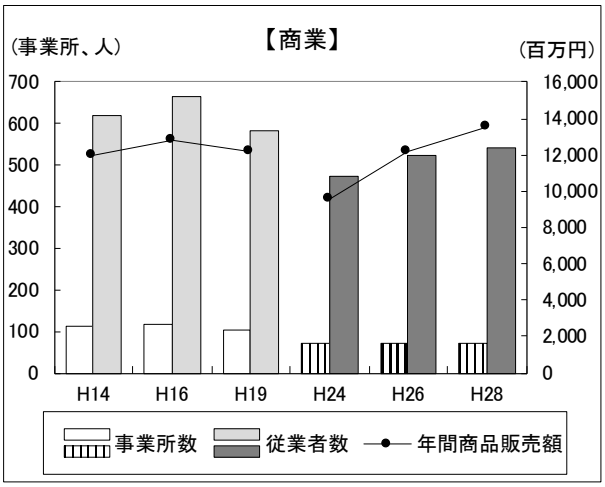

		H14	H16	H19	H24	H26	H28
事業所数	事業所	114	115	103	70	71	71
従業者数	人	619	666	585	472	524	541
年間商品販売額	百間円	11,915	12,852	12,194	9,597	12,216	13,484
小売売場面積	㎡	4,886	5,811	5,401	4,896	4,390	3,775

※日本標準産業分類の第12回改定等に伴い、H24以降はH19以前の数値と接続しない。

資料：商業統計・経済センサス

②財政等

財政状況をみると、歳出に対する民生費の割合は増加傾向にあり、高齢化による医療費の増加により、今後もこの傾向が続くことが推測されます。

また、歳出に対する土木費の割合は微減傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが推測されます。

また、公共施設等の更新費用の推計をみると、すべての公共施設等（建物系、インフラ系）の更新費用（推計）は年間 7.5 億円と試算され、直近 10 年間の普通建設事業費の 4.5 億円/年を更新可能額とした場合、3.0 億円/年が不足するものと見込まれます。

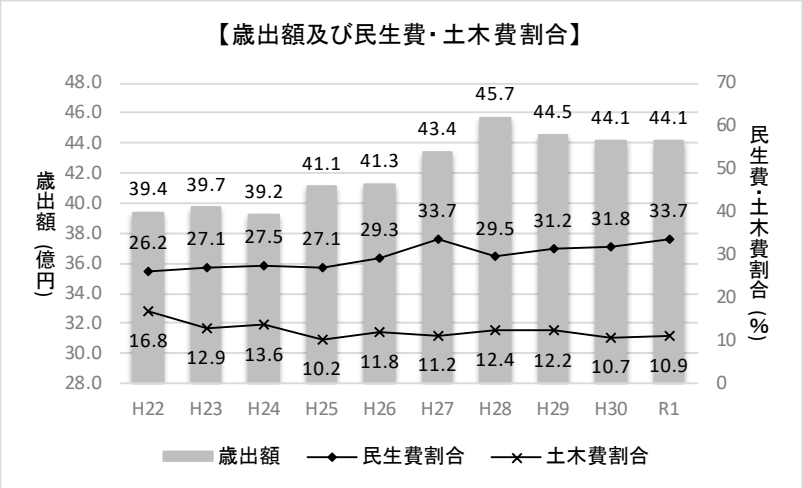

資料：地方財政状況調査関係資料　都道府県決算カード

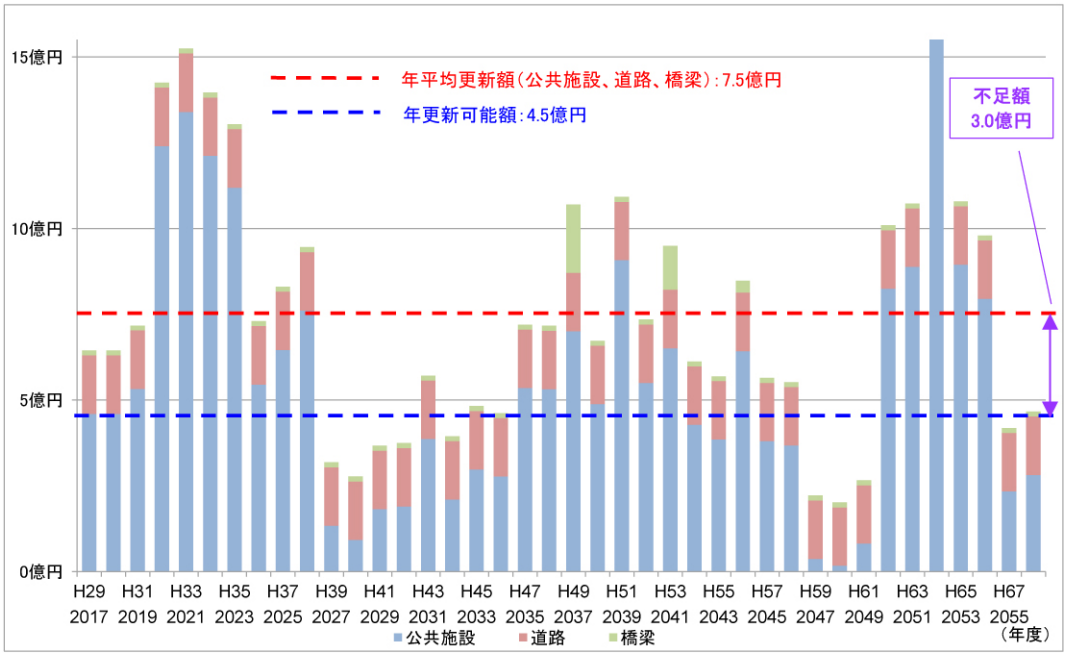

出典：H28 里庄町公共施設等総合管理計画

2.上位・関連計画

①里庄町の計画

○第４次里庄町振興計画（令和２年３月策定）

計画期間	令和 2 年度～令和 11 年度（10 年間）
将来像	**子どもの元気な声が響き　みんなの笑顔があふれるまち**
将来人口	11,220 人（令和 11 年）　　【人口ビジョン】
持続可能なまちづくりの考え方	**第１節　まちづくりへの考え方** １）郷里への愛着と理解を深める、シビックプライドのまちづくり ２）地域資源を活かした自主・自立のまちづくり ３）ＳＤＧｓの考え方の導入 **第２節　まちづくりへの課題** １）包括的な子育て支援の充実　２）学校教育の充実 ３）高齢者福祉の充実　４）定住環境の充実 ５）防災対策の強化　６）産業・経済の振興 ７）協働のまちづくりの推進 **第３節　重点的に取り組む政策課題** １）シビックプライドのまちづくり　２）定住したくなるまちづくり ３）子どもの笑顔があふれるまちづくり　４）高齢者がいきいきと活躍するまちづくり
里庄町未来創造ビジョン（総合戦略）	**◇未来創造ビジョンによる重点施策** １　若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる ２　魅力あるまちをつくり、人口流入を促進する ３　地域の経済を振興し、安心して働けるようにする ４　地域住民が活躍し、豊かな暮らしを実現するとともに、時代に合った地域社会を育む
土地利用の方針	町民の豊かな暮らしの確保や若者に魅力あるまちづくりを通じて、地域の活性化を推進していくとともに、人や環境にやさしいまちづくりを推進するため、快適で緑豊かなコンパクトなまちを形成することを目標とします。
基本計画	**基本目標１　元気でいきいきと暮らせるまち【保健・医療・福祉】** 1-1　地域福祉の推進　1-2　子育て支援の充実 1-3　高齢者福祉の充実　1-4　障がい者福祉の充実 1-5　人権尊重のまちづくり　1-6　医療体制の充実 1-7　健康づくりの推進　1-8　社会保障の充実 **基本目標２　希望を持ち、豊かな心を育むまち【教育・文化・スポーツ】** 2-1　学校教育の充実　2-2　生涯学習の振興 2-3　芸術・文化の振興・歴史の保存　2-4　生涯スポーツの振興 2-5　交流活動の推進 **基本目標３　快適で安全・安心なまち【生活環境】** 3-1　快適な住宅地整備の推進　3-2　生活環境の充実 3-3　防災・減災対策の推進　3-4　防犯・交通安全対策等の充実 3-5　消費者教育の推進 **基本目標４　自然と共生する美しいまち【環境保全】** 4-1　自然環境保全の推進　4-2　循環型社会の形成 4-3　緑豊かなまちづくりの推進　4-4　治山・治水の推進 **基本目標５　人が集い交流するまち【都市基盤】** 5-1　計画的な土地利用の推進　5-2　道路体系の整備 5-3　公共交通機関の利用促進 **基本目標６　活力と魅力あふれる元気なまち【産業】** 6-1　農業の振興　6-2　商工業の振興 6-3　雇用環境の充実　6-4　観光振興・地域ブランドの充実 **基本目標７　町民とともに創る持続可能なまち【町民参加・行財政】** 7-1　協働のまちづくりの推進　7-2　情報バリアフリーの推進 7-3　地域に開かれた行政運営　7-4　分館活動の充実 7-5　計画的・効率的な行財政運営の推進　7-6　スマート自治体への体制整備 7-7　広域行政の推進

②広域的な計画

○浅口広域都市計画区域マスタープラン（令和２年４月策定：岡山県）

対象	浅口市の一部・里庄町
目標年次	おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」を定めるとともに、おおむね 10 年以内に優先的に整備する都市施設、市街地開発事業等の都市計画の基本的な方針を定めている
基本理念	自然や産業など地域の個性を生かした一体性のある都市づくり
役割	県南西部において中心都市を補完する区域
位置づけ	地方生活圏中心都市と連携しつつ、それらに準じた都市的サービスを提供するための集積など
都市づくりの方針	**■人口減少、少子高齢社会に対応する持続可能な都市づくり** **■まとまりのある市街地の形成と地域の利便性を維持する都市づくり** **■安全・安心で暮らしやすい都市づくり** **■環境にやさしい都市づくり** **■産業振興による活力のある都市づくり** **■個性と魅力あふれる都市づくり** **■連携による相互補完を目指した都市づくり**
将来都市構造	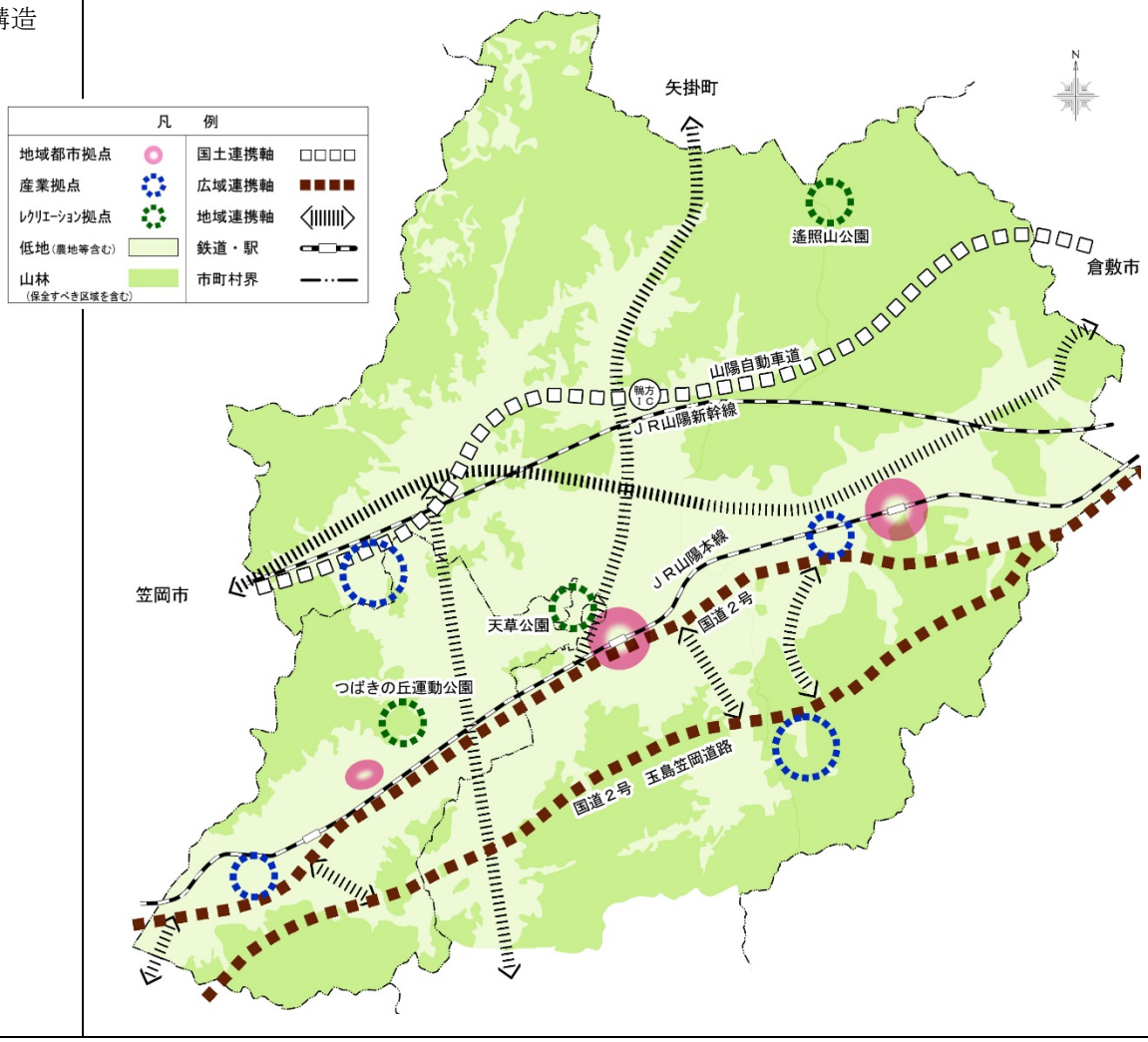

○第２期高梁川流域圏成長戦略ビジョン（令和２年３月策定：倉敷市）

計画期間	令和 2 年度～令和 6 年度
将来像	・圏域内での自然動態の減少抑制を目指し、若年世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための切れ目のない施策を推進する。 ・社会動態の増加を目指し、圏域内から三大都市圏への人口流出に歯止めをかけるとともに、三大都市圏から圏域内に人・資源を呼び込む施策を推進する。
方向性	【テーマ】 **連携の更なる推進と圏域の多様な人材の育成・活躍の推進** ○連携の更なる推進 連携の更なる推進に向け、第 1 期の実績・成果、圏域内外の社会情勢変化等を踏まえ、取組のスクラップ＆ビルドを実施。 ○多様な人材の育成・活躍の推進 圏域の未来に続く成長に向けては、多様な人材の育成・活躍が不可欠であることから、各分野で圏域の人材育成・活躍に向けた取組を実施。 ○ＳＤＧｓの観点を明記 各取組にＳＤＧｓの目標を記載することで、ステークホルダーとの連携促進等を図り、持続可能で多様性と包摂性のある圏域の実現を目指す。
施策体系	◆圏域全体の経済成長 1 圏域の経済成長に向けた体制整備 2 起業促進等によるイノベーションの実現 3 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 4 観光客の周遊性向上と外国人観光客の誘致拡大 5 圏域での就職の促進・労働力の確保 ◆高次の都市機能の集積・強化 1 圏域における救急医療体制の向上 2 拠点性向上と公共交通網の形成 3 将来の圏域を担う人材の育成 ◆圏域全体の生活関連機能サービスの向上 1 医療・介護における広域連携推進 2 圏域全体の福祉サービスの向上 3 教育・文化・スポーツの充実・振興 4 効率的・効果的な土地利用 5 圏域住民の協働推進等による地域活性化 6 自然災害等に強いまちづくりと環境保全の推進 7 広域的な交通アクセスの向上 8 圏域への移住定住推進 9 広報活動やシステム構築等での連携推進 10 職員研修等によるマネジメント能力の向上

3.町民の意向

1）町民の意向調査の概要

◇調査対象

18 歳以上の町内居住者の中から無作為抽出した 1,500 人を対象

◇調査方法

郵送による配布・回収

◇調査期間

発送：令和２年 10 月 19 日（月）
締切：令和２年 11 月９日（月）

◇回収結果（有効回収数・回収率）

最終：828 通（55.2%）

■分析・表示について

アンケート調査結果については、次の点に留意してご覧ください。

・比率は性別、年齢、地域などの種別毎にみた際の内訳であり、すべて百分率（%）で表示しています。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、比率の合計は 100 とならない場合もあります。比率が 0.05%未満の際は 0.0%と表示しています。
・複数回答を許している設問（以下「回答種別」参照）があり、回答の合計数が回答者数を超える場合があります。また、回答者数を基数として比率を算出しているため、合計が 100%を超える場合があります。
・未記入や誤回答、回答数超過、読取不可などの回答は、すべて「不明」として計上しています。

■回答種別

ＳＡ（Single Answer：単回答）
→複数の選択肢から 1 つだけ選んで回答する形式。

ＬＡ（Limited Answer：複数回答＜制限付＞）
→複数の選択肢から制限された数以内で 1 つ以上を選んで回答する形式。例えば 2LA であれば、選択肢の中から２つ以内で回答します。

2）調査結果

①あなた自身のことについて

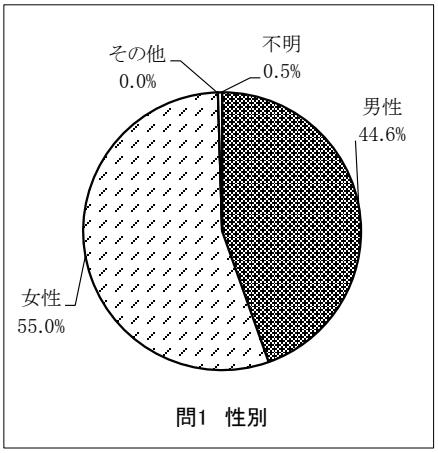

問1　性別

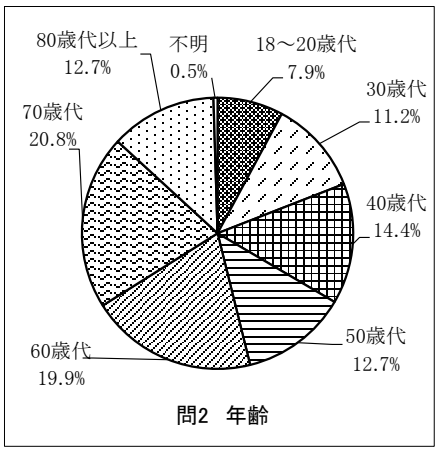

問2　年齢

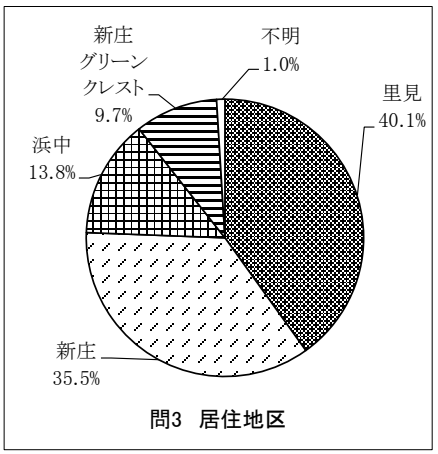

問3　居住地区

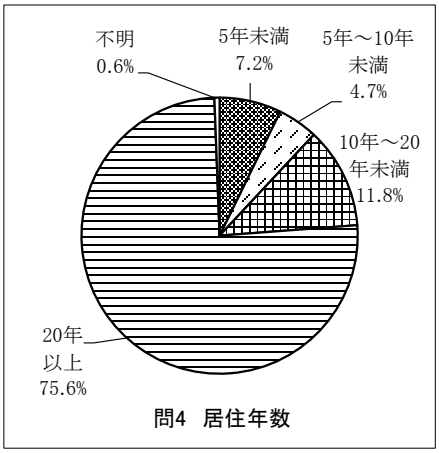

問4　居住年数

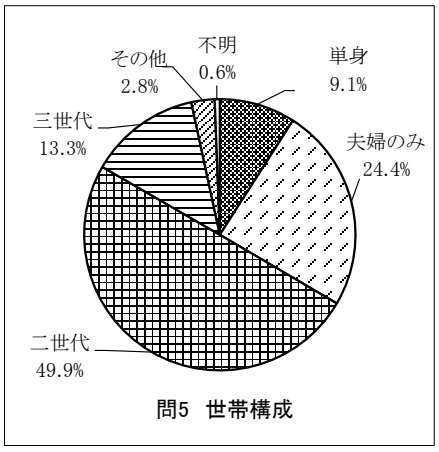

問5　世帯構成

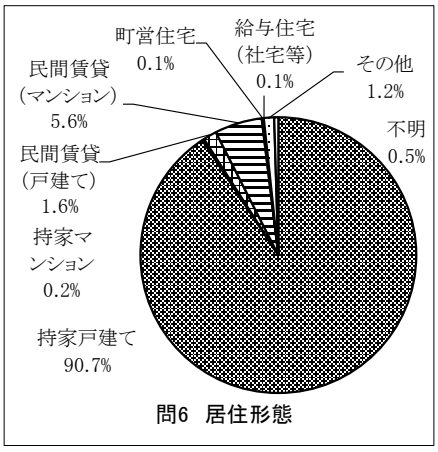

問6　居住形態

②お住まいの地域について

問７　定住意向について

定住意向について、「住み続けたい」が 63.8%となっており、「どちらかといえば住み続けたい」とあわせると 84.3%と大多数を占めます。

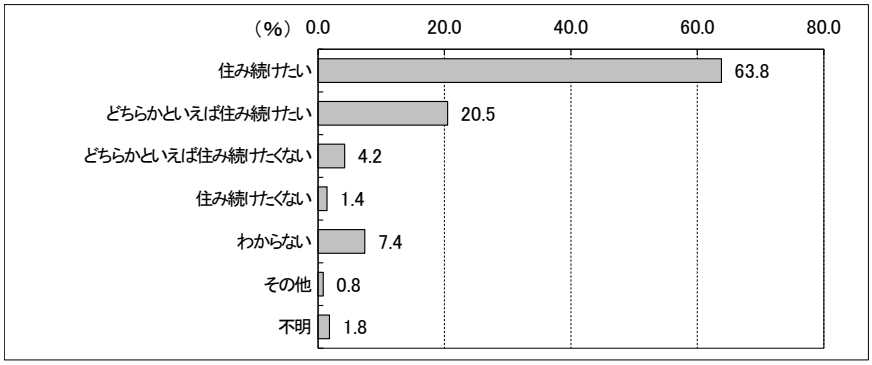

問８　居住地域の満足度・充実度

居住地域の「満足度」「重要度」について里庄町全体をみると、重要度が高いのに満足度が低い【強化領域】に６項目が属しています。これらは、施策内容の強化を図るとともに、施策を積極的に推進していくことが重要です。

なお、満足度をみると、ほとんどの項目が中央（ふつう）の領域に集まっており、「ショッピングや娯楽などの魅力」はやや離れて満足度が低いとなっています。

また、重要度をみると、「災害に対する安全性」が最も高いとなっています。

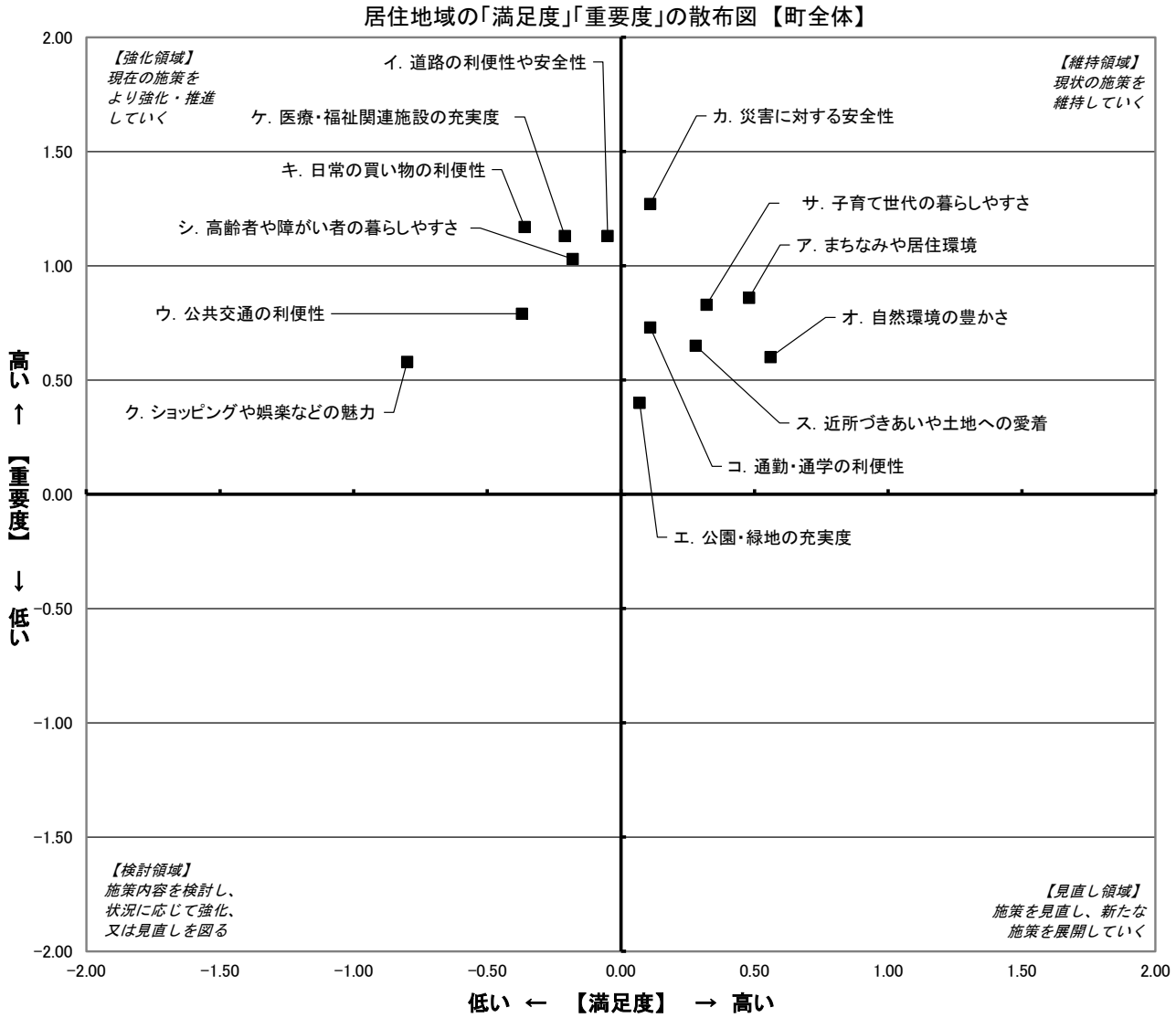

※満足度と重要度の数値は、各設問の「満足・重要」を2点、「やや満足・やや重要」を1点、「ふつう」を　0点、「やや不満・やや重要でない」を−1点、「不満・重要でない」を−2点として算出した得点の平均である

【里見】

全体に比べて「公共交通の利便性」や「道路の利便性や安全性」の満足度が低く、「日常の買い物の利便性」や「ショッピングや娯楽などの魅力」の満足度が高くなっています。

【新庄】

全体に比べて「日常の買い物の利便性」や「ショッピングや娯楽などの魅力」の満足度が低く、「公共交通の利便性」や「通勤・通学の利便性」の満足度が高くなっています。

【浜中】

全体に比べて「公共交通の利便性」や「通勤・通学の利便性」の満足度が低く、「日常の買い物の利便性」や「ショッピングや娯楽などの魅力」の満足度が高くなっています。

【新庄グリーンクレスト】

全体に比べて「日常の買い物の利便性」や「ショッピングや娯楽などの魅力」の満足度が低く、「公共交通の利便性」や「道路の利便性や安全性」の満足度が高くなっています。

	満足度					重要度				
	里庄町	里見	新庄	浜中	新庄ｸﾞﾘｰﾝｸﾚｽﾄ	里庄町	里見	新庄	浜中	新庄ｸﾞﾘｰﾝｸﾚｽﾄ
ア. まちなみや居住環境	0.48	0.38	0.52	0.40	0.81	0.86	0.78	0.89	0.82	1.10
イ. 道路の利便性や安全性	−0.05	−0.26	−0.02	0.04	0.55	1.13	1.15	1.12	1.11	1.13
ウ. 公共交通（バス、鉄道）の利便性	−0.37	−0.64	−0.06	−0.87	0.32	0.79	0.73	0.89	0.68	0.87
エ. 公園・緑地の充実度	0.07	0.09	−0.03	0.00	0.48	0.40	0.37	0.49	0.33	0.30
オ. 自然環境（水・土・緑）の豊かさ	0.56	0.51	0.61	0.46	0.71	0.60	0.53	0.73	0.50	0.57
カ. 災害に対する安全性	0.11	0.02	0.20	−0.15	0.50	1.27	1.22	1.34	1.24	1.29
キ. 日常の買い物の利便性	−0.36	−0.20	−0.72	0.15	−0.44	1.17	1.16	1.21	1.13	1.11
ク. ショッピングや娯楽などの魅力	−0.80	−0.74	−0.92	−0.63	−0.86	0.58	0.64	0.61	0.47	0.41
ケ. 医療・福祉関連施設の充実度	−0.21	−0.25	−0.19	−0.13	−0.17	1.13	1.13	1.14	1.10	1.13
コ. 通勤・通学の利便性	0.11	−0.03	0.30	−0.21	0.50	0.73	0.76	0.77	0.56	0.64
サ. 子育て世代の暮らしやすさ	0.32	0.27	0.39	0.17	0.45	0.83	0.82	0.89	0.80	0.68
シ. 高齢者や障がい者の暮らしやすさ	−0.18	−0.18	−0.19	−0.15	−0.11	1.03	1.03	1.06	0.99	1.04
ス. 近所づきあいや土地への愛着	0.28	0.19	0.43	0.22	0.23	0.65	0.60	0.74	0.63	0.56

※満足度と重要度の数値は、各設問の「満足・重要」を2点、「やや満足・やや重要」を1点、「ふつう」を 0点、「やや不満・やや重要でない」を−1点、「不満・重要でない」を−2点として算出した得点の平均である
※それぞれの地域の中で、上位3位を茶系、下位3位を青系で示している

居住地域の「満足度」「重要度」の散布図 【里見】

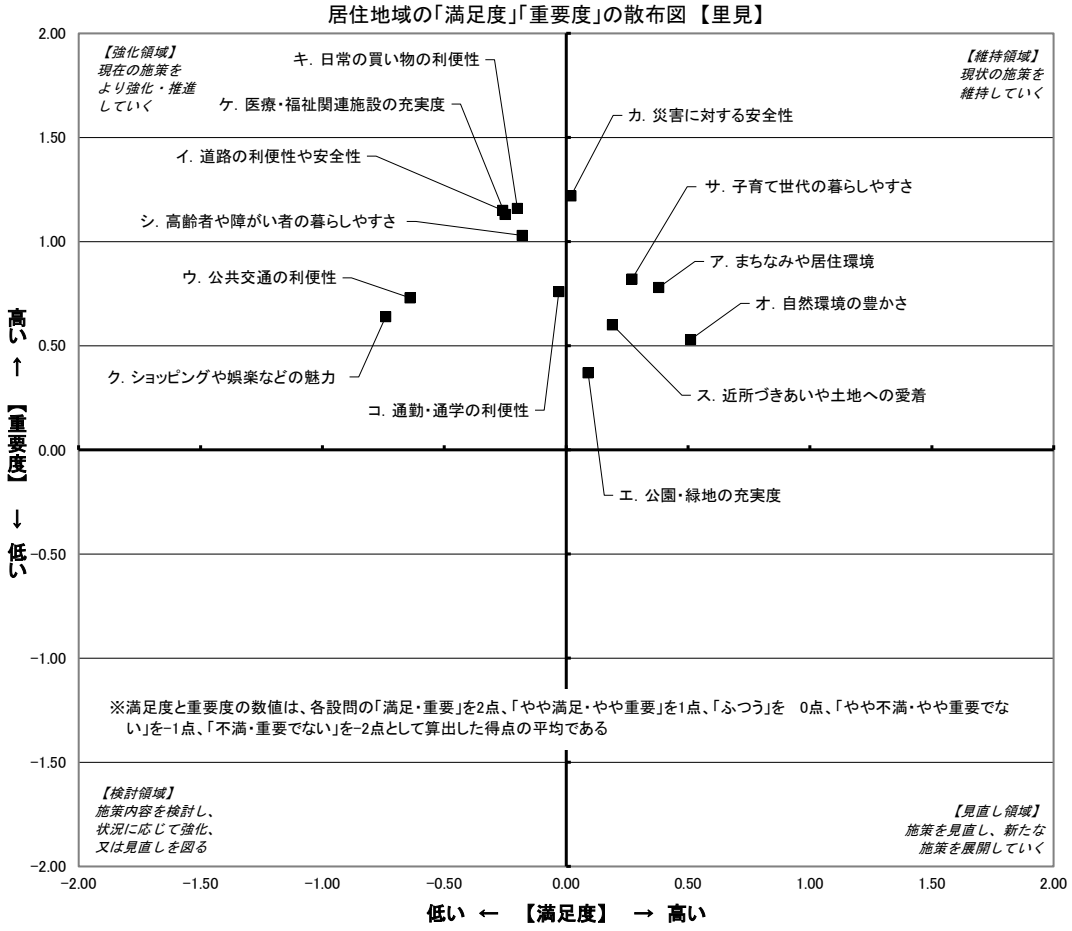

居住地域の「満足度」「重要度」の散布図 【新庄】

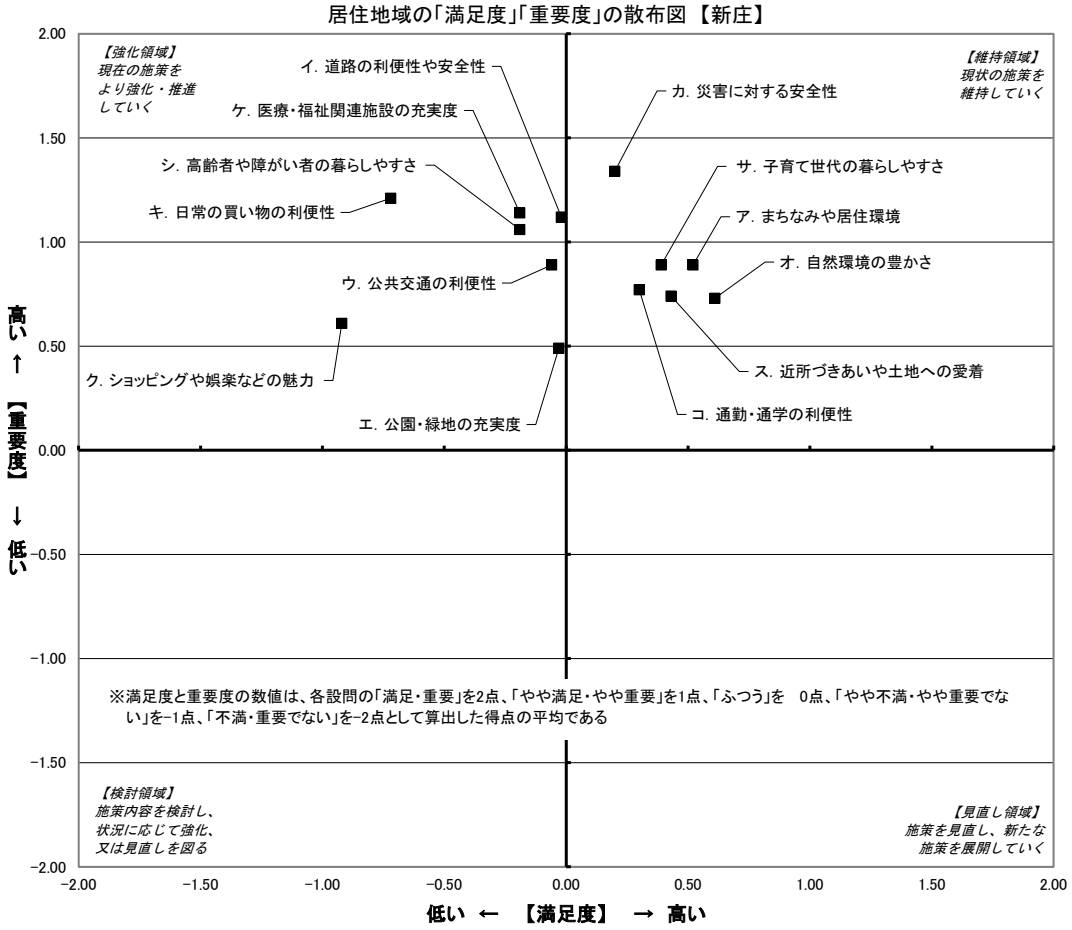

居住地域の「満足度」「重要度」の散布図【浜中】

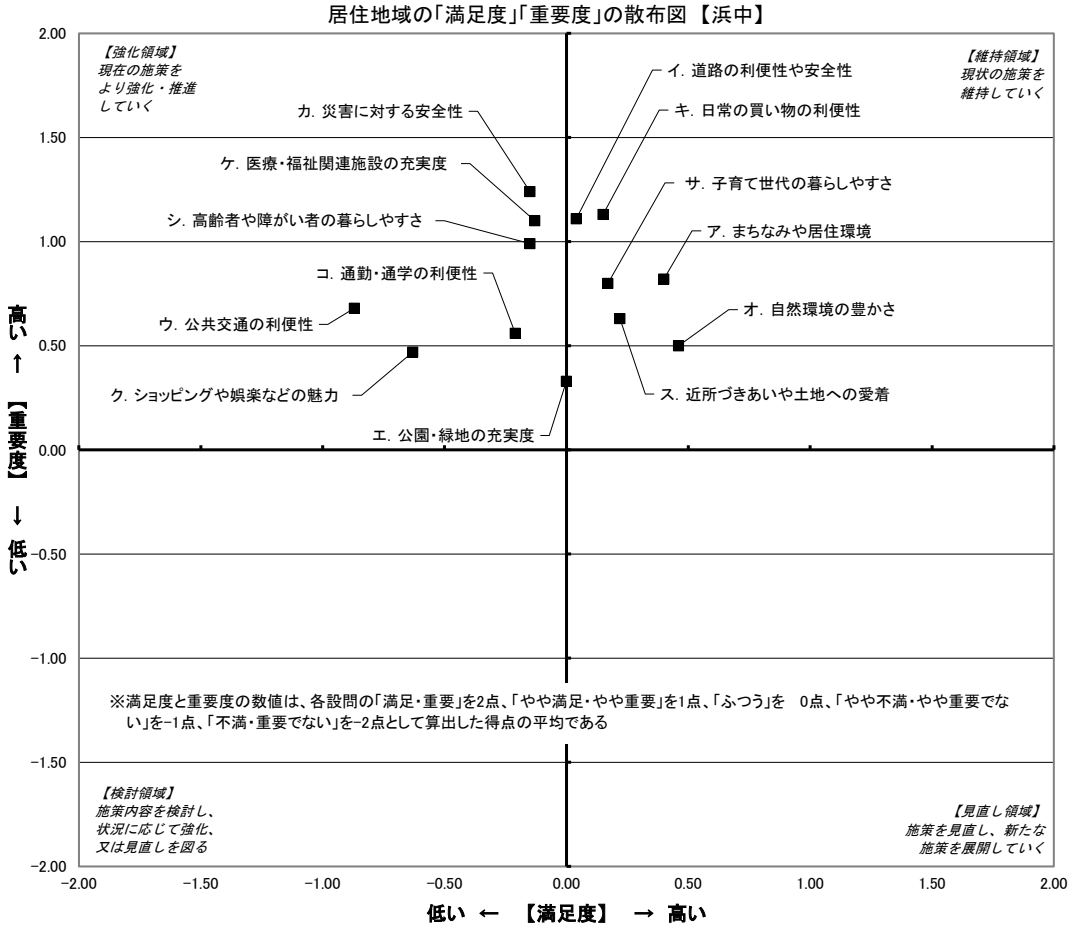

居住地域の「満足度」「重要度」の散布図【新庄グリーンクレスト】

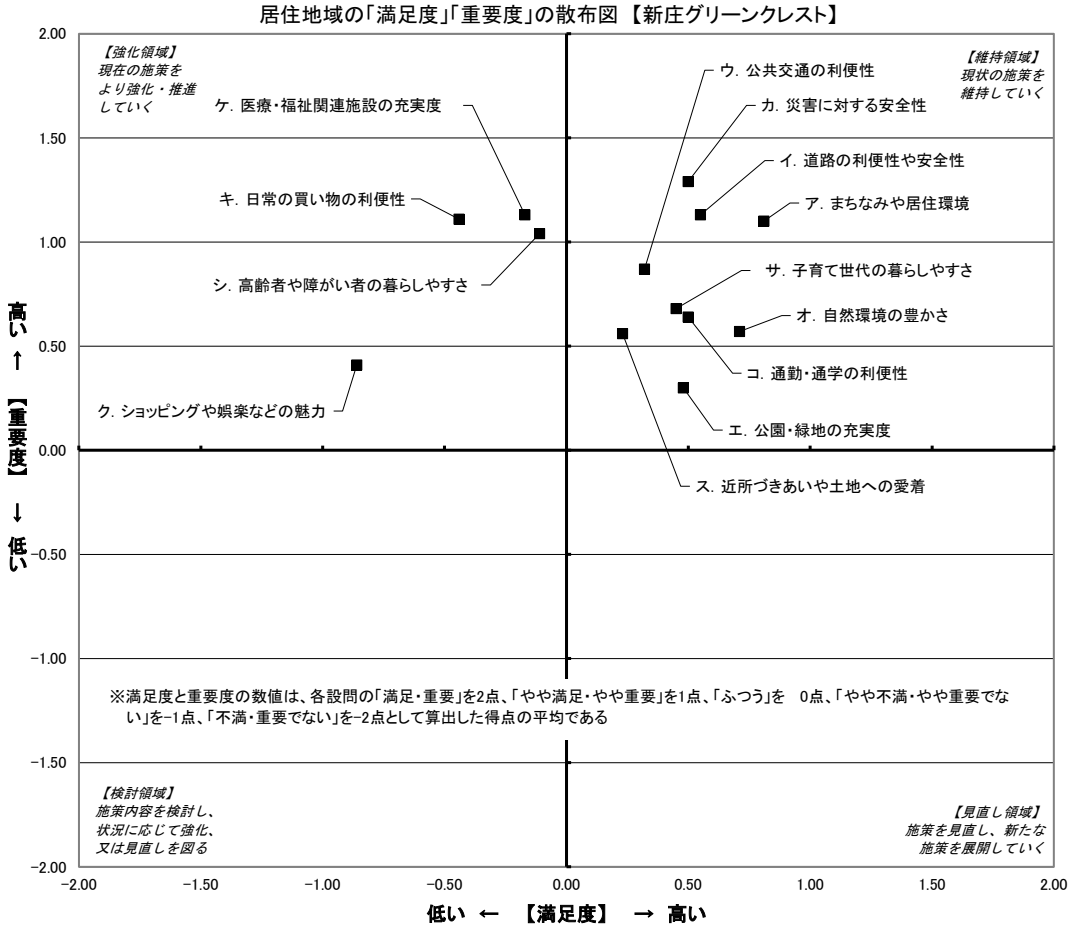

③都市計画について

問９　都市計画の認識について

都市計画の認識について、①都市計画区域、②地区計画、③都市施設ともに「全く知らない」が最も多くなっています。「名前は聞いたことがある」をあわせると、どの項目も 8 割超となります。

これにより、都市計画が暮らしに身近でないことが伺えます。

※都市施設：都市計画決定された道路、公園、下水道などの施設

①都市計画区域について

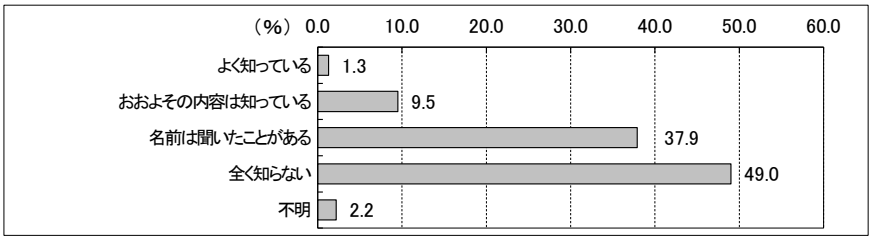

②地区計画について

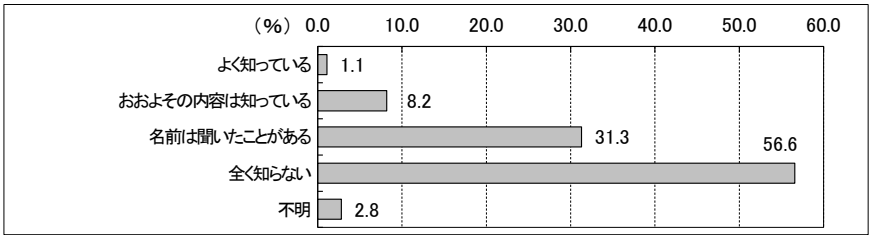

③都市施設について

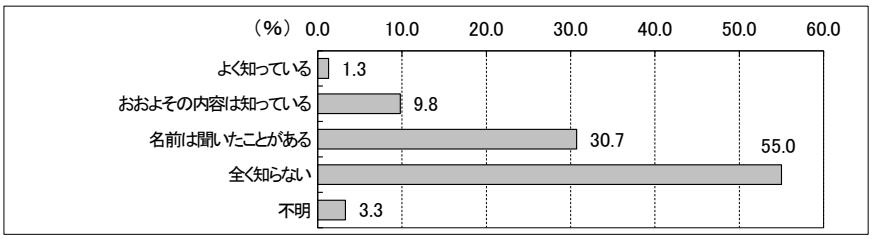

問 10　里庄町都市計画マスタープランについて

里庄町都市計画マスタープランの認識について、「計画があることを知らない」が 47.8%、「わからない」をあわせて７割超となっています。

問９や問 10 などから、都市計画が暮らしに身近でないことが伺えます。

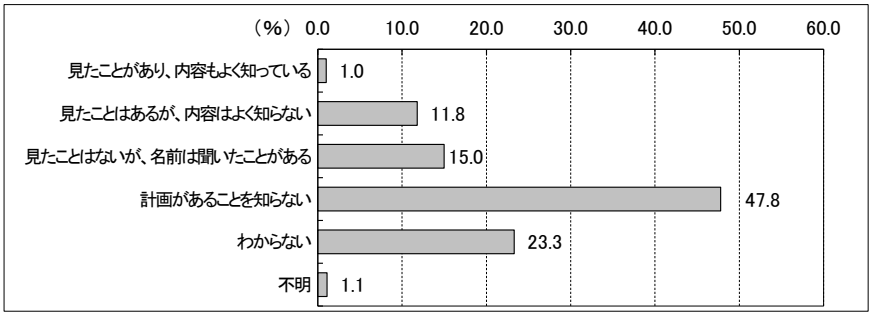

④土地利用について

問 11　新たな住宅地の開発について

新たな住宅地の開発について、「中心部（役場及びＪＲ里庄駅周辺）で開発し、歩いて暮らせるまちづくりを促進すればよい」が最も多く 33.3%、次いで「新たな住宅地の開発は行わず、今ある土地や建物を有効活用すればよい」が 26.0%、「わからない」が 23.4%となっています。

「中心部で開発」や「開発抑制（有効活用）」が上位にあることから、計画的に進める効率的・効果的なまちづくりへの意識が高いことが伺えます。

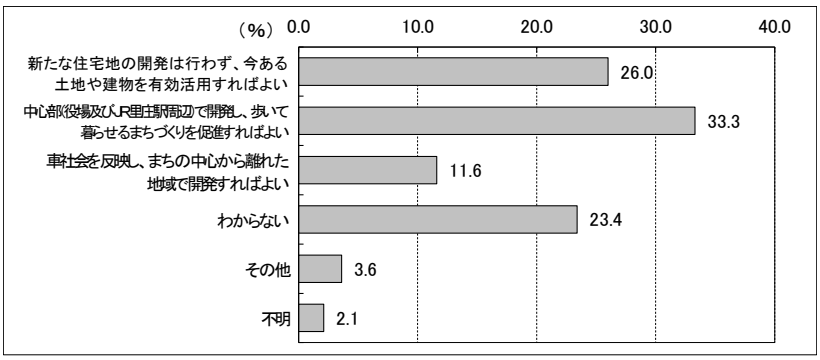

問 12　幹線道路沿道の開発について

幹線道路沿道の開発について、「どちらかといえば開発する方がよい」が最も多く 43.2%、次いで「積極的に開発すればよい」が 23.3%であり、あわせて 66.5%となっています。

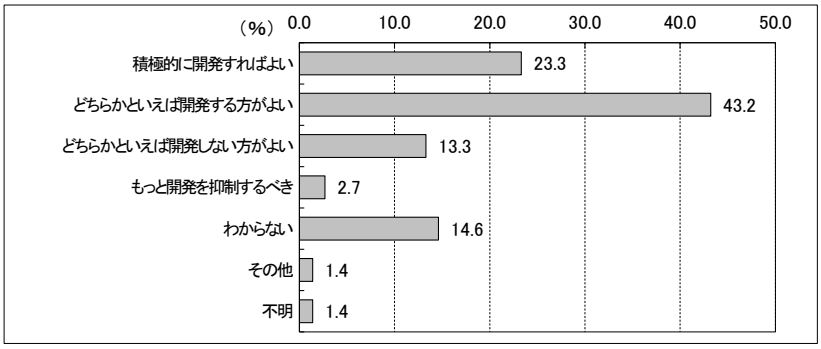

問 13　商業施設について

商業施設について、「日常の最寄り品が揃う生活利便性の高い店舗を誘致してほしい」が最も多く 35.4%、次いで「駐車場が整備された大型スーパーなどを誘致してほしい」が 24.3%となっています。

※大規模集客施設：スーパー、専門店、飲食店、映画館などの用途で構成される床面積１万㎡以上の集客施設のこと。

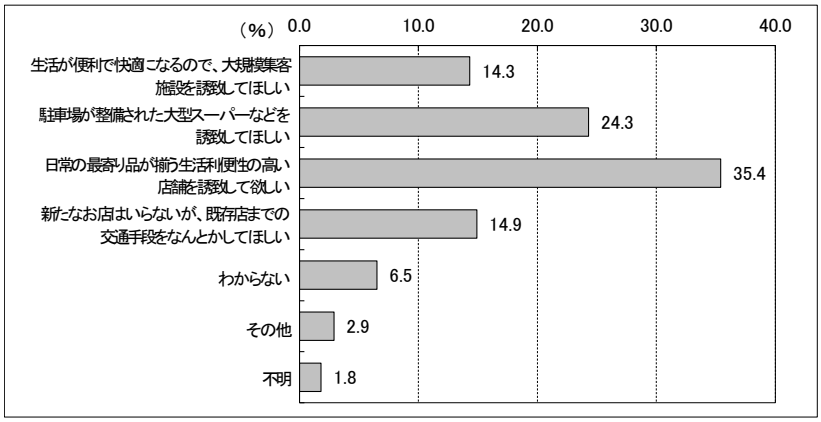

問 14　空き家について

空き家について、「所有していない」が 88.4%と大多数を占めています。

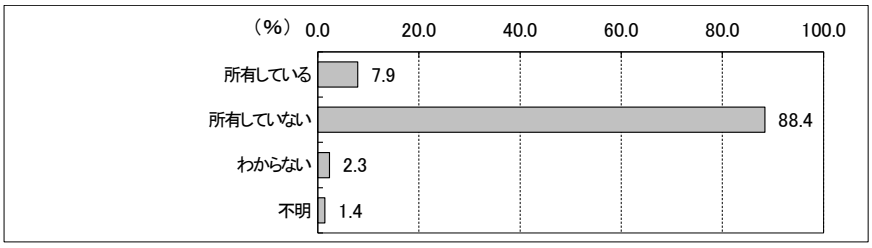

問 15　空き家の所有で困ることについて

空き家の所有で困ることについて、「特に困っていることはない」が最も多く 40.0%、次いで「高齢化などによって空き家の管理が行き届かない」「修繕や取り壊しなどの費用が不足している」が 21.5%となっています。

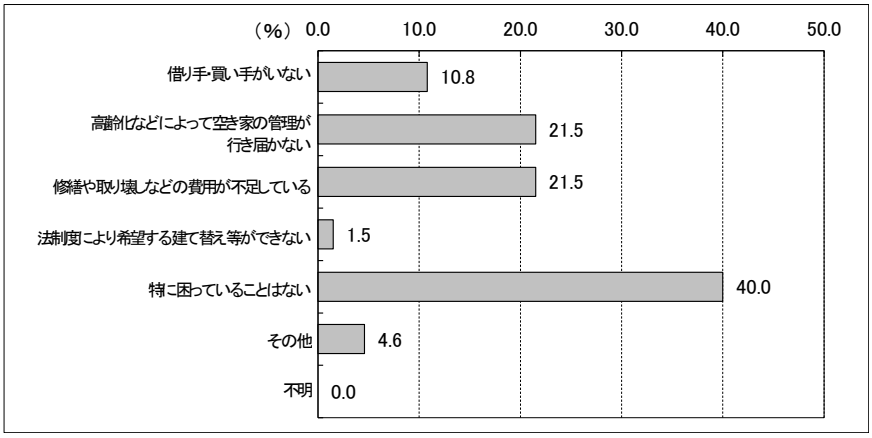

問 16　空き家の有効活用のための制度について

空き家の有効活用のための制度について、「特になし」が最も多く 38.5%、次いで「行政等からの助成金・補助金（リフォーム、除却）など」が 20.0%となっています。

回答者の年齢などの偏りは否めませんが、問 15 の回答とあわせて、空き家問題が現時点ではそれほど逼迫していない状況であると考えられます。

ただし、困っている人も同程度いることから、今後、深刻な問題となることが推測されます。

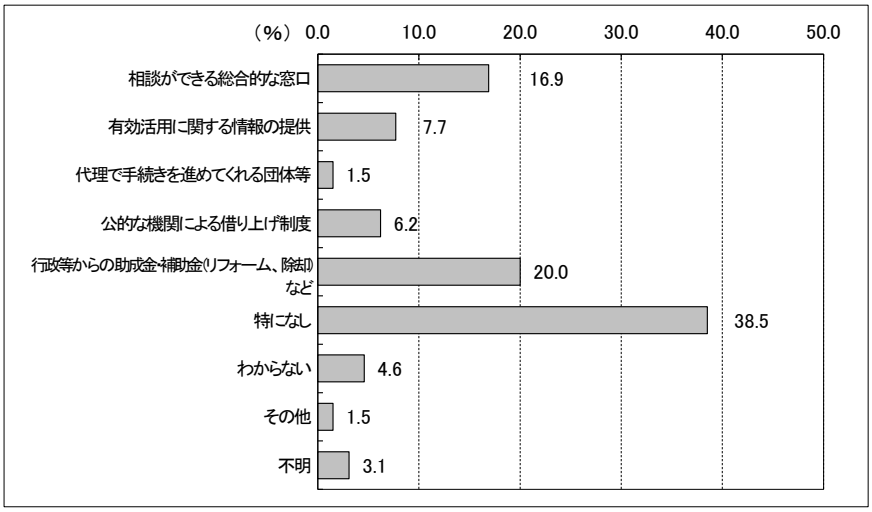

問 17　農地のあり方について

農地のあり方について、「優良農地（一団のまとまりのある農地など、良好な営農条件を備えた農地）は保全するが、その他の農地は需要に応じて宅地などへ転用すればよい」が最も多く 44.9%となっています。

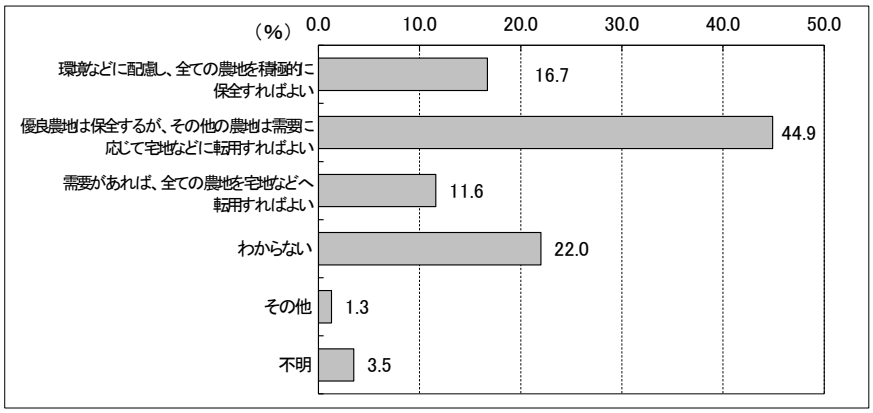

⑤都市施設の整備等について

問 18　道路整備や交通のあり方について

道路整備や交通のあり方について、「日常の生活道路の整備」が最も多く 42.9%、次いで「歩道の設置など、歩行者や自転車の安全な通行のための道路環境の整備」が 38.2%、「犯罪や事故を防ぐための防犯灯・防犯カメラの整備」が 36.0%となっています。

これにより、日常的な利便性や安全性への意識が伺えます。

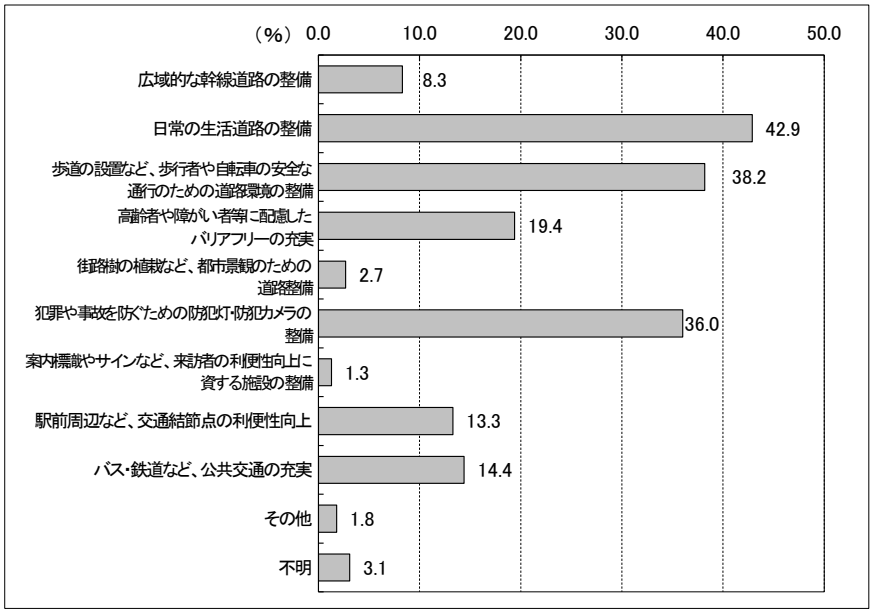

問 19　公園・緑地等の整備について

公園・緑地等の整備について、「災害時に避難できる広場や施設の整備、延焼防止など、「防災機能」の向上」が最も多く 49.2%となっています。

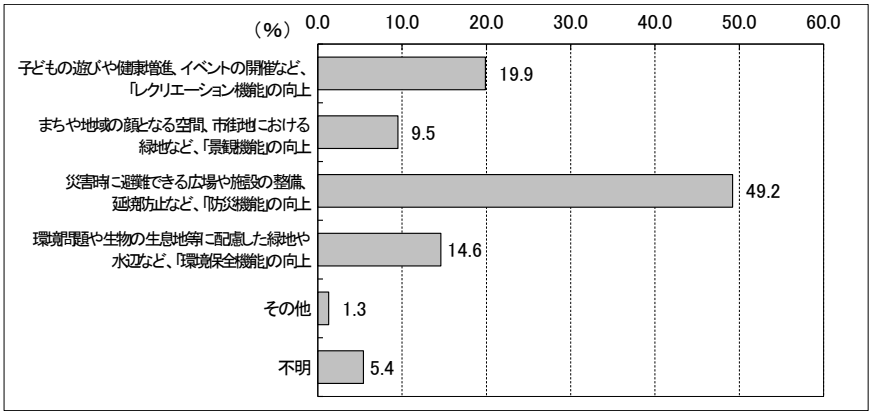

問 20　良質な自然環境や景観の保全・創出について

良質な自然環境や景観の保全・創出について、「山や河川等の自然環境（景観）を保全・活用する」が最も多く 62.7%となっています。

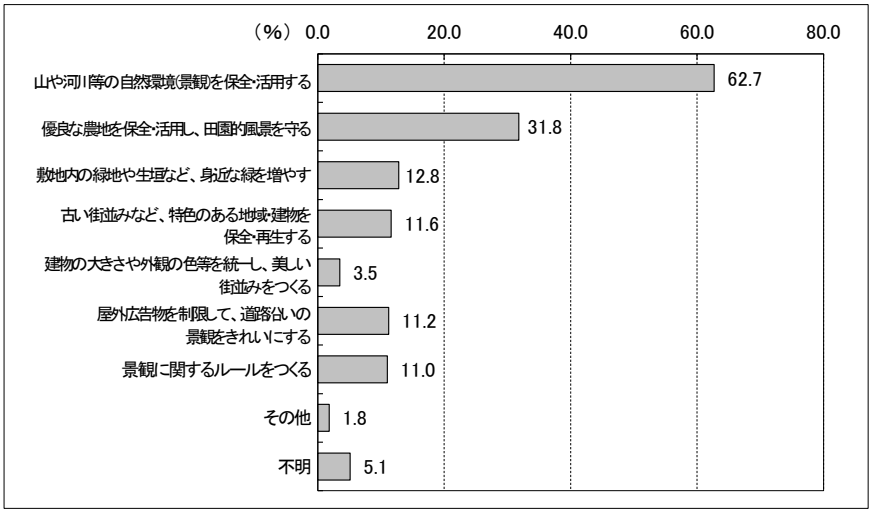

問 21　災害に対する備えについて

災害に対する備えについて、「浸水・土砂災害対策の推進」が最も多く 36.4%、次いで「避難所・避難路の整備」が 35.5%、「狭い道路の整備・解消」が 34.3%となっています。

昨今の自然災害の激甚化を受け、防災への意識の高まりが伺えます。

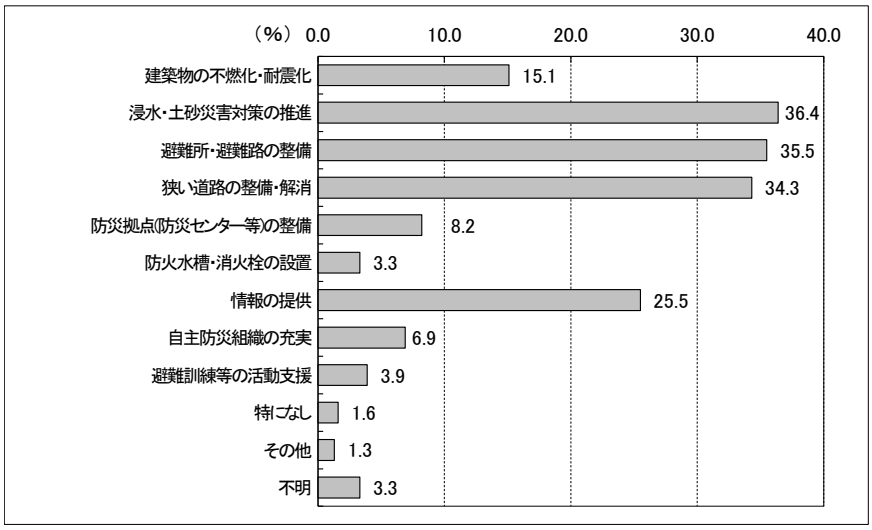

⑥これからのまちづくりについて

問 22　20 年後の里庄町について

20 年後の里庄町について、「子どもが育つ環境や教育環境が良いまち」が最も多く 35.1%、次いで「医療機関や保健サービスが充実しているまち」が 31.3%、「高齢者や障がい者などを大切にした福祉が充実しているまち」が 30.0%となっています。

医療や福祉より子育て環境が上位にあり、次世代への継承に係る意識が高いことが伺えます。

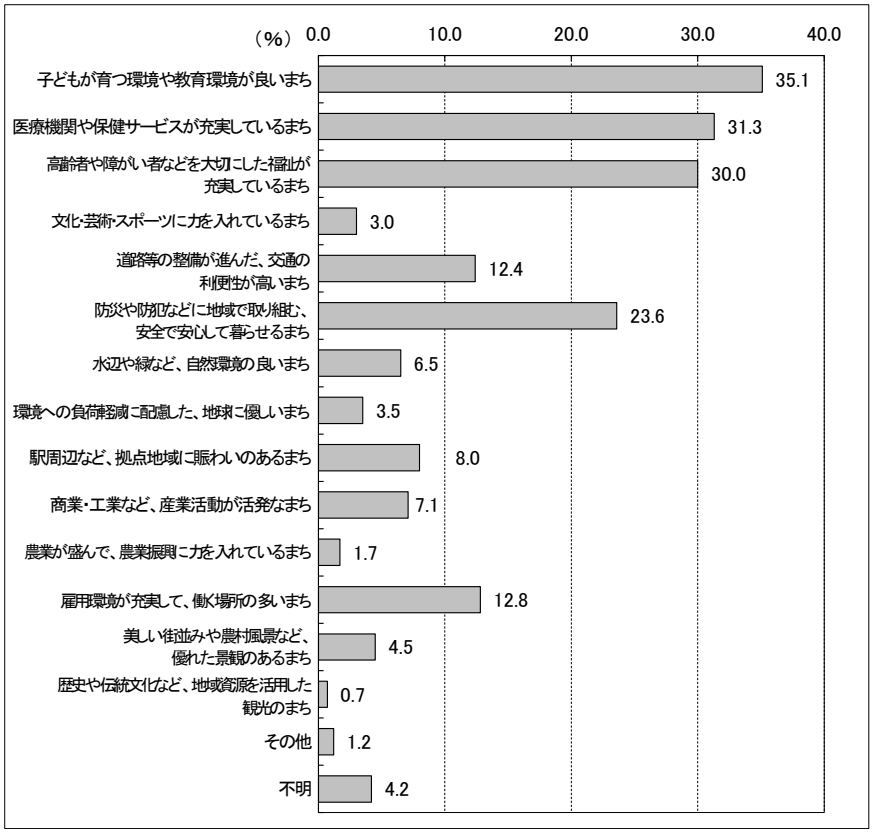

問 23　土地利用や建物のルールについて

土地利用や建物のルールについて、「個人の財産なので、制限は行うべきでない」が最も多く 30.8%、次いで「良好な住環境を守るため、土地利用や建物の用途について制限を行うべき」が 27.8%、「わからない」が 26.9%となっています。

問 11 より、全体として計画的に進める効率的・効果的なまちづくりへの意識は高いものの、問９などから都市計画の認知度は低く、まだまだ具体的な制限に対しては反対が多いという結果が得られました。

これにより、今後は都市計画を広く周知し、まちづくりへの参画を促進していくとともに、具体的なルールづくりにおいては、丁寧な説明など、慎重に物事を進めていくことが重要と考えられます。

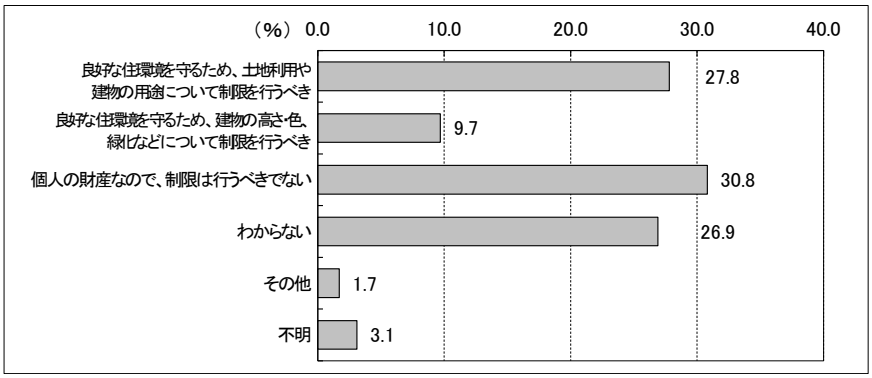

問 24　協働のための行政の取組について

協働のための行政の取組について、「広報やホームページなど、まちづくりに関する情報提供の充実」が最も多く 45.2%となっています。

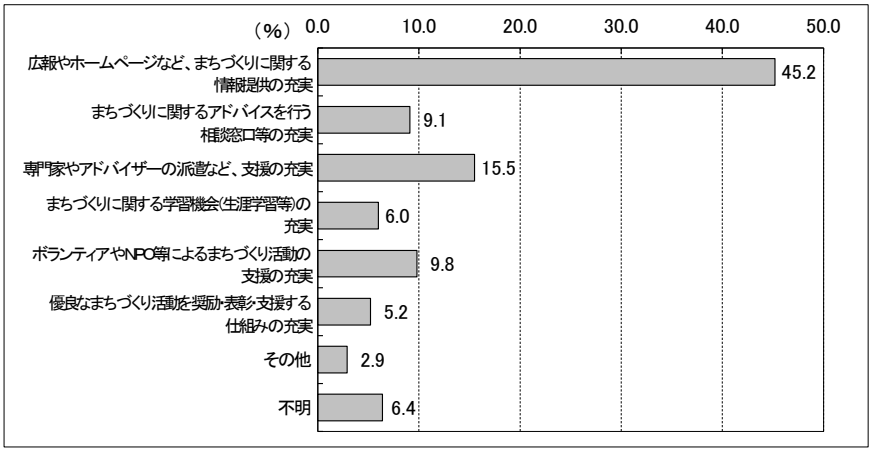

⑦自由意見

問 25　自由意見

自由意見では、「道路・トンネル・橋梁」に関する意見が最も多く 32.0%、次いで「公共交通」が 29.8%、「商業」が 19.6%、「土地利用」が 17.8%となっています。

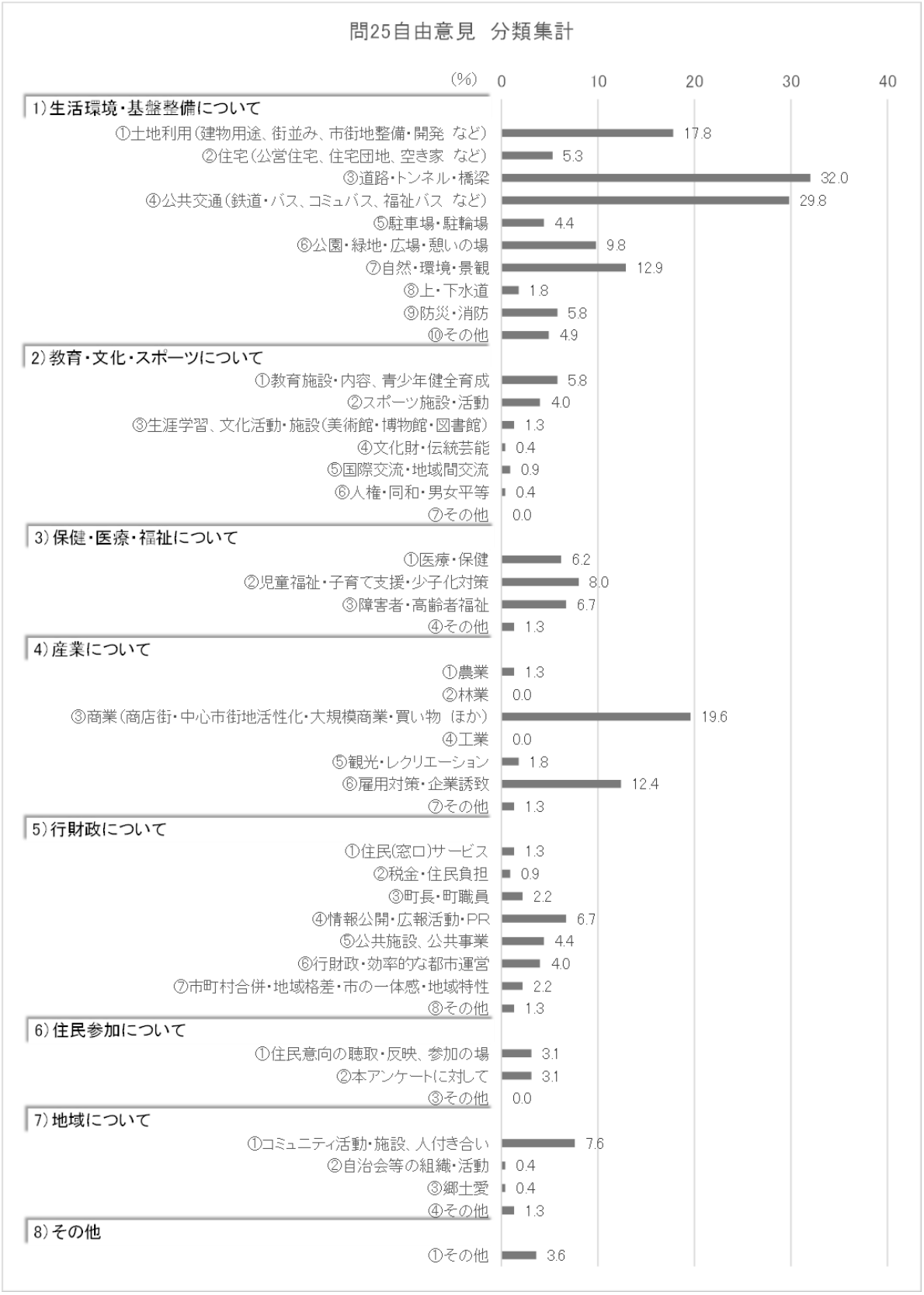

里庄町都市計画マスタープラン

発行年月／令和４年３月
発　　行／里庄町　農林建設課
〒719-0398
岡山県浅口郡里庄町里見 1107 番地 2
TEL：(0865) 64-7213
FAX：(0865) 64-3117
https://www.town.satosho.okayama.jp/

里庄町